

第4回座間味村議会定例会

第1日目

12月14日

令和4年第4回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 1 4 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	令和4年12月14日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	令和4年12月14日 午後4時10分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	又 吉 文 江	6 番	宮 平 清 志
	2 番	西 田 吉 之 介	7 番	宮 平 喜 文
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 秀 克		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	6 番	宮 平 清 志	1 番	又 吉 文 江
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 和 茂	臨 時 書 記	
	村 長	宮 里 哲	船 舶 ・ 観 光 課 長	中 村 悟
	副 村 長	宮 平 真 由 美	教 育 課 長	松 田 力
	教 育 長	垣 花 健	会 計 課 長	宇 地 原 由 人
	総 務 課 長	宮 平 壮 一 郎	総 務 課 参 事	糸 嶺 直 生
	住 民 課 長	石 川 聖 子		
及 び 氏 名	産 業 振 興 課 長	宮 平 明		

令和4年第4回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（令和4年12月14日午前10時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		一般質問
6		提出議案の説明（議案第55号～議案第65号まで）
7	議案第55号	令和4年度座間味村一般会計補正予算（第7号）について
8	議案第56号	令和4年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）について
9	議案第57号	令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について
10	議案第58号	令和4年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
11	議案第59号	令和4年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
12	議案第60号	令和4年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
13	議案第61号	座間味村育英会条例の全部を改正する条例について
14	議案第62号	財産譲渡について
15	議案第63号	南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
16	議案第64号	令和4年度座間味村一般会計補正予算（第8号）について
17	議案第65号	訴えの提起について

○ 議長（宮平喜文）

ただいまから令和4年第4回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番 宮平清志議員及び1番 又吉文江議員を指名します。

日程第2．会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日限りと決定しました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりです。朗読は省略します。

諸 般 の 報 告

令和4年9月16日～令和4年12月14日

9月20日	初議会開催前懇談会
9月20日	例月出納検査（9月22日まで）
9月28日	第2回座間味村議会臨時会（初議会）
10月 5日	例月出納検査（臨時）
10月11日	定例総会（沖縄県町村議会議長会）
10月12日	臨時総会（沖縄県離島振興市町村議会議長会）
10月13日	町村議会議員・事務局職員研修会（沖縄県町村議会議長会）
10月24日	定例会（南部広域市町村圏事務組合議会）
10月26日	例月出納検査（27日まで）
10月28日	事務局長連絡会議（沖縄県町村議会議長会）
10月31日	定例議会（南部広域行政組合議会）
11月 1日	研修会、臨時総会（沖縄県町村監査委員協議会）
11月15日	第63回沖縄県介護保険広域連合議会（臨時会）
11月16日	町村議会広報研修会（沖縄県町村議会議長会）
11月24日	定例総会・職員研修会（沖縄県町村議会事務局職員研究会）
11月25日	臨時会（南部離島町村長議長連絡協議会）
11月29日	第3回座間味村議会臨時会、例月監査（29日・30日）
11月30日	臨時会（南部広域行政組合）
12月 7日	全員協議会
12月14日	第4回座間味村議会定例会

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。今日一日、12月定例会よろしく申し上げます。また、去る9月の選挙で新しく議員になられたお二方もいらっしゃいますが、しっかりと議論を進めていく中で座間味村の方向性を取りまとめていきたいと思っておりますし、私たち行政側としてもしっかりと答弁をさせていただく中で、いい形で村政運営ができればというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは令和4年第4回座間味村議会12月定例会に当たりまして行政報告を申し上げますが、行政報告の内容につきましてはお手元にお配りしたとおりでございますので、こちらのほうでの読上げは省略をさせていただきたいと思っております。以上です。

行政報告

令和4年12月14日

令和4年第3回座間味村議会定例会（令和4年9月15日）以降の主な事項について、行政報告いたします。

令和 4年 9月16日	うちな一地域づくり大賞選考委員会事前説明
〃	県民の警察官表彰式
9月20日	うちな一地域づくり大賞選考委員会
〃	株式会社りゅうとう株主総会／取締役会
〃	沖縄県町村会事務調整
9月21日	沖縄県市町村課長、面談
9月26日	内閣府田村参事官、面談
9月27日	故安倍晋三元総理大臣国葬儀
9月28日	防衛省要請活動（沖縄県離島振興協議会関連）
〃	自民党松本政調副会長兼事務局長、面談
9月29日	岡田沖縄担当大臣、面談
10月 4日	離島フェア打合せ
10月 5日	財全バイオマスエネルギープラント竣工式及び竣工祝賀会
〃	沖縄県町村会町村長・総務課長研修会、総務課長会議
10月 6日	国税事務所長、北那覇税務署長、村長表敬
10月 8日	株式会社EGL OKINAWA 小島社長、面談
10月11日	全国離島振興協議会理事会／講演会／懇談会
10月12日	全国離島振興協議会 鹿児島県内視察
10月13日	全国離島振興協議会 鹿児島県内視察
10月14日	全国離島振興協議会事務調整
〃	南部広域市町村圏事務組合理事会
10月15日	座間味島ファン感謝月間 映像撮影
10月17日	緊急患者10,000回空輸記念式典
10月18日	沖縄県県地方創生推進会議

令和4年	10月18日	南部市町村会理事会
	〃	南部振興会表彰選考審査委員会
	〃	南部振興会理事会
	10月20日	全国町村会会長会／政務調査会
	10月21日	琉球大学瀬名波教授、面談
	10月23日	美ら島おきなわ文化祭開会式
	10月24日	沖縄銀行山城頭取、面談
	10月25日	自治会館管理組合県外視察研修
	10月28日	陸上自衛隊第15旅団長、面談
	10月30日	世界のウチナーンチュ大会前夜祭パレード
	10月31日	琉球エアークommューターとの意見交換会
	〃	南部市町村会定例総会
	〃	南部振興会市町村長協議会
	〃	沖縄県町村会事務調整
	〃	世界のウチナーンチュ大会開会式
	11月 2日	沖縄県市町村振興協会評議員会
	〃	南部振興会臨時評議員会
	11月 3日	首里城正殿復元工事起工式
	〃	世界のウチナーンチュ大会閉会式
	11月 4日	沖縄県離島振興協議会理事会
	〃	沖縄県過疎地域振興協議会理事会
	〃	沖縄県町村会理事会
	11月 6日	うちなー地域づくりフェスタシンポジウム
	11月 7日	国庫要請活動
	11月 8日	国庫要請活動
	11月 9日	全国観光地所在町村協議会・議員連盟意見交換会
	11月10日	PonoStyle（株）岩城社長、村長表敬
	〃	沖縄県企業局、面談
	11月11日	沖縄県町村会事務調整
	〃	沖縄県保健師等人材確保推進委員会事前説明
	〃	南部広域行政組合理事会
	〃	沖縄県離島海運振興株式会社取締役会
	11月12日	セーリング日本代表監督等、村長表敬
	11月15日	岡田沖縄担当大臣への要請活動
	11月16日	沖縄県選出国會議員への要請活動
	〃	日本離島センター臨時評議員会
	〃	全国町村会理事会
	〃	全国町村会九州地区局長・会長会議
	11月17日	全国離島振興協議会理事要請活動
	〃	全国町村長大会

令和4年	11月17日	国民健康保険に関する財政支援要請活動
	11月18日	水産業振興・漁村活性化推進大会定期総会
	〃	全国観光地所在町村協議会理事会／総会
	〃	全国町村会要請活動
	〃	国民健康保険に関する財政支援要請活動
	11月24日	自治会館管理組合中間監査
	〃	沖縄県離島振興協議会総会
	〃	沖縄県過疎地域振興協議会総会
	〃	沖縄県町村会総会
	〃	後期高齢者医療広域連合説明会
	〃	おきなわフィナンシャルグループとの本島周辺離島意見交換会
	11月25日	南部離島町村長議長連絡協議会臨時会
	〃	宮古毎日新聞インタビュー取材
	〃	沖縄県保健師等人材確保推進委員会
	11月27日	美ら島おきなわ文化祭閉会式
	11月28日	自衛隊沖縄地方協力本部坂田本部長、面談
	〃	沖縄県市町村職員共済組合理事選挙
	11月29日	岡田沖縄担当大臣、面談
	11月30日	沖縄県町村会政務調査会
	12月 1日	沖縄県町村会政務調査会
	12月 2日	沖縄県町村会政務調査会
	12月 4日	NAHAマラソン出発式
	12月 7日	民生委員・児童委員厚生労働大臣委嘱状、感謝状伝達式並びに知事委嘱状交付式
	〃	沖縄県総合事務組合、事務調整
	12月 8日	株式会社りゅうとう取締役会

○ 議長（宮平喜文）

これで行政報告を終わります。

日程第5．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いします。ではまず初めに、2番西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

おはようございます。今日一日、よろしく願いいたします。早速進めていきたいと思っております。一般質問なんですが、まず第1に座間味島、阿嘉島のクリーンセンターについてお伺いしたいと思っております。作業員の勤務態度、評価制度、施設管理者等についてですが、まず初めに現状の認識をちょっとお伺いしたいと思います。現在、座間味、阿嘉クリーンセンターの管理は十分にできているかどうか、お聞かせください。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

おはようございます。今日一日、よろしく申し上げます。西田議員の質問にお答えいたします。まず阿嘉島のほうが課題が多くあると認識しております。管理が行き届いていないのは私の責任でありますので、今後はしっかり対応していきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

クリーンセンターはいろいろごみが集まって大変な場所だとは思いますが、しっかり管理のほうをお願いいたします。その上で作業員の勤務態度についてなんですけれども、作業員の勤務態度については良好なのか、それとも指導が必要なのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

勤務態度に問題があれば、その都度面談や電話、文書にて指導・助言を行っております。また、年に一度は人事評価を実施しております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

人事評価についてなんですけれども、一概に評価をして、皆平等に同じ評価というわけにはいかないと思います。ただ、やっぱりそこで働く人にはその責任性、あと積極性、協調性とか規律性、安全認識などのそういった仕事に対するやりがいとか目的、目標意識をまず持ってもらって、何のためにやっているのかをしっかりと教育するのも、指導するのも大事だと思います。それを踏まえて、もし必要であれば人事異動、例えば阿嘉の清掃員を座間味のほうに、座間味の方を阿嘉にということもお考えになったりはするのでしょうか。お伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

そちらも考えてはおります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ぜひ必要であれば、そういう取組もよろしく申し上げます。さらに管理が行き届いていないのであれば、そこに管理者を置くというのは検討なされていますでしょうか。お聞かせください。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

施設管理者の配置については、当面の間は担当職員が現場に足を運ぶ回数を増やして職員の管理を強化してまいります。改善が見られない場合は管理者配置などを含めて改善に向けた措置を行っていききたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

その上で、どうしても新たに人材が必要となった場合、新たな人材確保をしていく、募集をしていくというのもお考えでしょうか。お伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

毎年募集のほうは行っておりますが、新たな希望者の申込みがない状況となっております。また、確保につきましても、どうしても難しい場合は村内の事業者等への委託も含め、人材確保に努めてまいりたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。ちょっと現場についてなんですけれども、特に阿嘉のクリーンセンターの生ごみの現状なんですけど、実際にここ最近、御覧に行かれたことはありますでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

行っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

座間味の生ごみ処理の施設と阿嘉とでは本当に雲泥の差がある状況です。座間味ができて阿嘉ができない、これはもうまさに指導不足とも言えると思いますので、実際阿嘉のクリーンセンターの生ごみのところはいつまであの状態で置いておこうというお考えなのか。改善しようという意思はあるのか、お聞かせください。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

阿嘉のクリーンセンターの生ごみ処理の課題については現場の職員のみではなく担当職員が入り、業務の指示を行い改善に努めてまいります。先週から稼働するように指示はしております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ちょこちょこ私のほうで、この生ごみについて聞きました。実際に連絡のほうもありました。阿嘉の生ごみの現状を改善しようということで、ぜひ指導を徹底していただいて、生ごみで出る肥料は実際にちゃんと畑で役に立つものですから、使えるものはしっかり使って、施設の管理運営等を徹底していただきたいと思っています。

さらに追ってですが、缶、ペットボトル、瓶についてお伺いします。道路までトン袋に詰めた状態で並んでいる状況です。これについてはどういう対策をお考えでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

今現状、確かにストックが多い状態となっております。10月中旬から船の欠航も相次ぎまして、計画どおり搬出できないということも理由となっております。今後は船が出次第、搬出する予定となっておりますので、地道に出していきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ペットボトル、缶については座間味のリサイクルセンターが完成次第、圧縮して搬出能力が上がるということも聞いていますので、ぜひそちらのほうで効率よく、島にごみをためないような形で進めていってほしいと思っております。

同じくなんですが、小型家電、また漂着ごみについて、どのような対策をお考えでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

小型家電については、現在ストックをしております。今後は数回に分けて島外へ搬出する予定です。また、漂着物については小型焼却炉で処理を行っておりますが、大型の漂着物については小型家電と同じく島外へ搬出する予定です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ごみと一言に言っても多岐にわたるものがありますし、なかなか処理が難しいものもありますが、ぜひ進めていけるよう、よろしくお願ひします。

あと、ごみに係る財源になるんですけれども、お手元にごみに係る費用についての資料をお配りしております。少し目を通していただいて、1番上の項目の運営事業費、こちらのほうにごみの処理費も含まれてかかったお金になっています。この運営事業費と、その下の人件費を足しまして、そこから歳入の部分を、手数料の部分の引くと、ざっと1年間に係るごみの料金が出ます。それが、皆さんのお手元には各項目の合計しかないと思いますが、私のほうでざっと計算すると平成28年から令和3年度まで、毎年平均して5,400万円ほどごみの費用にかかっています。御覧のとおり令和元年度、ここは運営事業費が8,000というとんでもない数字になっていますが、これは話に聞くと溶融炉の解体に伴って、中にたまっていたごみがあって、それを処理するために別途これだけかかったというふう聞いています。令和元年度の運営事業費を抜いて平均しますと、年間約4,600万円ほどごみにかかります。そこでちょっとお尋ねしたいのですが、ごみについては補助金もない中でこの金額なんです、コストを見直すというか、村の財政の中でごみに関する料金が、これは一概に高い、低いとは言えないと思っておりますが、少しでも改善しようという対策は立てているのでしょうか。よろしくお願ひします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

おはようございます。本日も一日、よろしくお願ひします。ただいまの西田議員の御質問、御確認なんですけれども、ごみについては我々も過去から非常にこの財源の捻出には苦慮しているところでございます。今回は貴重な資料も頂きありがとうございます。この資料からも歳入のほうでお分かりいただけますが、こ

れまで透明のビニール袋を指定ごみ袋にして料金をいただくようにいたしました。それと併せて、また粗大ごみの券、400円でしたかね、1枚当たりということでそれなりに自主財源の、ごみにかかる費用の確保というのには着手してきたところでございます。また、やはり年々5,000万円近く係るということで、こちらの数字上には出てきておりませんが、我々も毎年調査がございまして、例えばごみの費用に係る処理費用が幾らかかりましたかということで特殊財政需要というのもございます。こういったもので運搬費とか焼却に係る費用等を計上させていただいて、これについていわゆる特別交付税という措置もございます。そういった中で分散して財源のほうは頂いている状況もございます。そういったものを併せ持って、今ごみの財源に充てているといったところですよ。また、併せて美ら島条例で来られる方お一人100円、その中から環境に資してくださいという方々もおられます。そういった財源も当初予算を組むときに、特定財源というんですけど、この部分についてはごみで使ってくださいということもいただきながら、ごみの財源の確保には努めさせていただいております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

たくさんいろんな経費がかかって大変だと思いますけれども、経費削減がこれ以上難しい。だけど処理費用は上がるという状況の中で、どうしても財源を増やすことも必要かなと思ひまして、引き続きお伺いしますが、今お話しの中で上がった美ら島税条例の件ですが、美ら島税条例の第1条のほうに、冒頭に「村は、環境の美化、保全及び観光施設の維持整備に要する費用に充てる」とありますが、ここにはごみに対しても、ごみにかかる費用についても、この美ら島税のほうが使えろという認識でよろしいでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

お答えします。美ら島税、いわゆる法定外目的税と言われているやつでございます。平成29年1月にスタートさせていただきました。これにつきましては住民説明会、いろんな御意見をいただきながら設定させていただいております。いわゆる環境整備、美化を中心として、当時約1,000万円近くの費用が見込めるということで、年間10万人来られるということで100円というような設定をして認可をいただいて、今に至っているところでございます。この中では地域の美化というのが中心ではございますが、やはり環境にかかる部分もこの財源には含まれているものだと認識しております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

であれば、ぜひ財源を捻出するためにも美ら島税を活用して、ごみ問題にかかる費用に充てていただきたいと思ひます。どうしても、予算を上げてごみに関する費用は蹴られると。なかなか通らないという現状は現場職員からも話が聞かれますし、置いていても片づかない問題でありますから、ぜひ財源が必要であれば捻出して対応する。よろしくお願ひします。

その財源に、美ら島税と同じような質問なんですけれども、観光ごみというのについてお伺いしたいと思ひますが、現在座間味、阿嘉、両クリーンセンターに集められるごみの量は、その座間味島なら座間味、阿嘉なら阿嘉・慶留間の地域住民が普通に生活して出す量のごみではないと思ひます。どうしてもその飲食店、宿、各マリンサービス事業者や商店、そういった方々の観光に携わる業者から出るごみが多いと思ひます。これらを私は観光ごみというふうに呼んでいますが、まずその認識をお伺いしたいと思ひます。この

観光ごみについてなんですけれども、私の認識と今話したような、どうしても観光に携わるところから出るごみが圧倒的に多いんじゃないかという認識で同じかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

西田議員のおっしゃるとおり観光ごみは多いと思います。現在は観光ごみ、家庭ごみとして区別せずに処理を行っておりますが、事業者には持ち込みをしていただいております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

島の自然が魅力で遊びに来ていただいて、その中で気持ちよく帰ってもらう。もちろん大事な観光業でありますけれども、そこにどうしても影の部分で出てくるごみ問題、これについて認識が同じであれば、この島の美しさを守るためにも、どうしても僕はちょっと、この美ら島税の税率、入域ごとに100円という、この100円の根拠をお聞かせ願います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

ただいまの美ら島税ですが、先ほども少し触れましたが、平成29年の当時に総務省の許可を得るためにそちらの根拠も求められました。そのとき住民アンケートをいただいて、妥当な額はお幾らぐらいでしょうかということとか、併せて村のほうで搬出する、環境美化に係る費用が当時1,000万円近くありますと。じゃあそれで来る入域客が約10万人見込めますということで、逆算をして100円という形で設定して今に至っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

今、道路整備とか環境美化に係るのが約1,000万円ということでしたが、今日のお話の中でやはりごみにもこの美ら島税の財源が使えるということなので、やはり100円では足りないと思いますし、今同じ100円でも住民カードを持った人たちが払う100円と、それ以外の方が払う100円との割合を今船舶観光課のほうに尋ねています。この比率を持って、実際に係る約4,600万円というごみ費用にかかってくるので、ここに充てられる金額を算出して、どうにか一般の住民カードを持っている方は一律100円で構わないと思いますが、観光で来られる方、住民以外の方は差額を設けてもいいのかなとも思います。これについては僕のほうでも総務省のほうに連絡して、地方税に詳しい方とちょっとお話ししましたら、税を徴収する上で公平を保たないといけないというのはもちろんのことです。ただ、払うほうと頂くほうと双方に理解があって、明確に筋道を通る説明ができるのであれば条例を改正することも可能ですと。総務大臣の認可の下、変えることも可能ですという話もいただいたので、ぜひこの美ら島税条例の一番後ろのほうにもあります「村は、条例の施行後必要に応じて、美ら島税制のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とあります。ぜひ、スタートして約4年ほどたちますので、見直しも含めての検討が必要かと思います。よろしく願いいたします。お答えください。見直しが必要だと思いますが、そういう検討をする余地があるかどうかですね。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。法定外目的税につきましては、私は村長に就任したのが平成21年でございまして、平成21年か22年から議論をさせていただく中で条例制定となっております。私が村長に就任する前からこの議論はさせていただいておりまして、職員時代から総務省にも足しげく通わせていただいて、この条例の基礎をつくってきたつもりでございますが、当時は私のほうからも提案をさせていただきました。アンケート調査をする中で、「何で島の人からもお金を取るの」という大半の意見があったので、なかなか条例の成立には至らなかったという経緯がございまして、もちろん観光客の中には「1,000円でもいいよ」と言う方もいれば、「500円ぐらいでもいいんじゃないんですか」と。「幾らでも払いますよ」という方もいらっしゃいました。ただ、あまねく税の公平性の担保から同じ金額を取らないといけないというのが当時の総務省の見解で、これを覆すことができなかつた。いろいろな議論をさせていただく中で、例えば村民はしょっちゅう行き来をするので、生活圏が沖縄本島にもあるから、年に1回支払いをすればオーケーだとかそういうことはできないのかという話とか、いろいろな議論もさせていただいたんですが、当時はなかなかそれでは前に進まない状況。同じ入域をするという行為に対しては、税はあくまでも公平性の担保が必要であるというのが当時の認識でございまして、私たちもそのような指導の下で今回の条例をつくらせていただいた経緯があるというのは、まず前段としてお話をさせていただきます。当時から私たちも、もしよろしければ観光でいらっしゃる方、村民以外の方々からは、それなりの行政経費はかかるので差別化を図りたいという気持ちは当時からございましたので、今回の話を含めて再度私たちのほうからも関係機関、沖縄県、それから総務省等にも含めて意見交換をさせていただく中で、とてもいい提案だと思いますから、しっかりと対応していきたいというふうに思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ぜひ財源が苦しい中で新しい財源をつくるためにも、よろしく願いいたします。

引き続き2つ目の一般質問です。国民保護法についてなんですが、例規集の5300ページを御覧ください。国民保護法についてです。5300ページにあります座間味村国民保護対策及び緊急対処事態対策本部条例についてお伺いします。昨今、ロシア・ウクライナ情勢とか台湾有事など世界情勢が不透明な中、連日新聞報道でも取り上げられるように南西防衛に向けた自衛隊の沖縄部隊の強化が進む中、日本国には国民保護法という法律があり、それにのっとり座間味村のほうでも条例のほうがございまして。例規集、今皆さんが御覧いただいているやつですね。今後万が一、起きないことがベストなんですけれども、万が一有事が起きた場合、どのような形でこの座間味村国民保護法対策及び緊急対処事態対策本部条例が機能するか、お聞かせください。

○ 議長（宮平喜文）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

御質問ありがとうございます。初めに本条例なんですけれども、先ほどお話があったとおり平成18年に国が国民保護法を制定して、それにひもづけるように各市町村、責任を持って住民の保護に当たってほしいということで本条例を制定させていただいたところです。本条例はやはりひもといていきますと、まず武力攻撃に対するもので大規模テロですね。サリンとか過去もありましたが、そういったことに対して航空機を使った攻撃とかテロに対するもの、そういったのを想定して広く住民の意見を聞いて、村民の措置に関する

る施策を総合的に推進してくださいということでこの条例が2件、これとはまた別に緊急事態ですね、2件設置されております。この条例につきましては、私どもも調べたところ平成18年制定以来、今のところ改正というのがございません。改正がございましたら国のほうから現状に見合った条例の改正というのがこちらのほうに下りて来るんですけれども、今のところないということですので、当時のできた状況の背景の中で現状も十分に役立っているものだと認識しております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

新聞からの抜粋になりますが、2016年、与那国に駐屯基地開設。2019年には宮古島に駐屯基地を設け、ミサイル部隊を配備。2022年度、今年度内ですね、石垣島に駐屯地の新設及びミサイル部隊の配備。本当に南西諸島、沖縄のほうにミサイル基地を配備して、いつ何が起こるか分からない緊迫状況もある中で、さらに与那国島のほうでは有事に備えて、あらかじめ島外へ島民が避難を希望する、町民に必要な資金を支給するための基金を創設すると。万が一が起こる前に逃げたい方へのそういう資金づくりも、もう動き出しています。その中で明確に今、何をどうというのはまだ私のほうも分からない中で、このような不安が募る中、座間味村も村民を守るためにどのような対策が必要なのか。それらを協議していく場が必要になるかと思えます。ぜひそういう場をつくって行って、万が一のときに対応できるように進めて行ってほしいと思いますが、そういうお考えはありますでしょうか。お伺いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

先ほどの国民保護法を受けて、我々のほうも協議会、条例のほうは制定させていただきました。実はその後平成19年1月になるんですけれども、実は座間味村国民保護計画書を策定させていただいております。この中に避難の方法であったり、ノウハウが記載されているところがございます。なかなか私どももこれに目を通す機会も今少ない状況でしたので、今議員がおっしゃったとおり一度これを開いてみて、またじっくり中身を精査して、また有事に備えて何ができるか。座間味島の場合はまた3島ありますので、島々に沿った対応がどのようになっていくのかということをもたちょっと振り返って、時間を見て内部でも検討していきたいと思えます。それに併せて、また議員の皆さんにもこういった情報のほうを提供させていただきます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ぜひよろしくお願ひします。後手後手にならないように、常に先手先手でいけるようによろしくお願ひいたします。

最後の一般質問です。公金横領についてお伺ひします。単刀直入にお伺ひいたします。今回横領されたお金について組織的に行われた可能性はなかったか、お伺ひしたいと思ひます。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

今日一日、よろしくお願ひいたします。ただいまの公金横領の件ですが、こちらでは組織的に行われた可能性はないという認識でございます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

組織的には行われていなかったというお話でしたが、じゃあどこまで村としての調査をしたのかお伺いしたいと思いますが、新聞報道にあったように逮捕された本人及び当時那覇事務所で働いていた人に直接面談、もしくは取調べというのかな、そういうものは行いましたでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、行っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

その中で時系列に置き換えると、この問題が発覚してから実際に公になるまでの間に、なぜもっと早く発覚ができなかったのか。何ていいますか、言葉が難しいですが、もっと早く発覚する要素というか、それは振り返ってみてなかったのですか。お伺いたします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

経緯を申し上げますと、令和3年4月に元職員が本庁へ異動した後に、村民より相談がございました。正式な調査をできるに至ったのは実際、昨年7月からでございます。調査の内容については、金額や関係者からの聞き取りをしております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

では横領された金額についてなんですけれども、それはそのときの調査によって出てきた金額ということよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

はい、おっしゃるとおりでございます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この問題はなかなか一概に解決にはいかないと思いますが、本人がしっかりと罪を償って、これからまた再スタートをする。その際に徹底的に追求をしていない中で、どうしても私たちみんなの目が白い目で、その方を見てしまう。そういうのを払拭したいとも思います。この方が本当に罪を償って正々堂々と働いて、もちろん横領したお金をしっかり返す。そういう環境をつくるためにも、この問題は徹底的に追求をして、もう二度とこのような横領事件が起きないような抑止力もかねていかないといけない。そういう管理体制を取っていかないといけないと思います。なので、もしこの議会だけではなく、村民の皆様にもしっかりと説明す

る部分は説明して、また二度とこのようなことが起きないようにして、正々堂々1人の人生が再スタートを切れるような形に持っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上で私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長（宮平喜文）

続いてまいります。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

初めまして。初めましてというか、ここでは初めてで、とても私も緊張しております。こういう場にちょっと慣れていないものですから、うまく質問ができるかなという不安はあるのですが、お手柔らかによろしくお願いいたします。一般質問を始める前に、一言御挨拶を申し上げたいと思います。私は座間味に42年以上、お世話になっております。幸いに子や孫、家族も増えています。仕事も何とか夫とやって、ここで生活できることになっています。私は戦後、内地嫁1号として東京から来ました。そのときに、やっぱり言葉も分からない中、異国のような感じをしながら子育て、そして教育、介護とやってきました。そして地域の活動では、くじら文庫、婦人会、PTA、そして今現在、区長もやらせていただいています。私も今だから、この歳だからできることがあるかなと思い、そして私がそれを与えられたと思い、この4年間、議員として地域の住民の声を聞き、そしてそれが伝えられるよう頑張っていきたいと思います。そしてまた、私の跡を継いで女性議員が座間味にもできるように、道しるべとなっていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

まず初めに、先ほどの西田議員からもありました公金横領の件で御質問いたします。これは令和3年度に村長は掲示板に謝罪文、令和2年度かな、3年度だと思うんですけど、謝罪文がありました。それで住民は初めて知ったわけなんですけど、先ほどの副村長の話だと令和3年、去年の7月に住民からお話があって、それが発覚したと伺っていますけど、それはその認識でよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

はい、その認識でございます。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

では、そのときに村長も御存じになったということ、この事実が発覚したというのは分かっていたと思います。そして、この間の管理責任というところでは、謝罪文にもいろいろ管理体制ということで謝罪されています。実際、那覇事務所の上の管理というと船舶・観光課長だと思うんですけど、その課長たちの責任というか、管理責任というのはどうなのかなと思います。まず、そういう管理体制がどうなっていたのか。今はちゃんとされていると思うんですけど、それまでの5年間、またその前の7年間、2年間もありますので、ずっと今までどういう体制になっていたのか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

すみません、挨拶が遅れてしまいました。又吉文江議員、当選おめでとうございます。初議会で初質問ということで、よろしくお願いいたします。又吉議員が最初の嫁なら、私は2番目の嫁でございます。お互いに苦労したことを思い出しますが、これからまたよろしく願いしたいと思います。すみません。先ほど御質問

のあった管理体制でございますが、確かに今御質問のあったように管理体制が万全だったとは思っておりません。管理体制を強化しながら、二度とこのような事件が起こらないように、今努力しているところでございます。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

その頃の例えば売上の報告とか、どのような管理、実務があったのか。本庁の船舶・観光課と那覇事務所との間にどういうことがあったか。今実際その頃課長だった方もいらっしゃいますので、ちょっとお話を伺いたいなと思っています。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいま捜査が続いている中で詳しいことは申し上げられないんですけれども、大まかに申し上げますと那覇事務所では夜間金庫に入金したお金を伝票を起こしているという形で、銀行に入金した金額と、それから通帳に入った金額で伝票を起こしているという形の管理でございました。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

例えばその那覇事務所に船舶・観光課長が1週間に1回伺うとか、そういう船舶・観光課長と那覇事務所の間がどうなっているのかなというのがちょっと気にはなっているんですけれども、ただ銀行に入れて、その通帳の報告だけだったのか。それとも全て那覇事務所の所長に任せていたのか。そこのところですね。上司としては船舶・観光課だと思うんですけれども、その課長がどういう役割をしていたのか、ちょっとお聞きしたいなと思っています。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

この5年間で課長が3名変わっておりますので、私のほうで答えさせていただきたいと思います。御存じのように元職員を信頼しております、お金のほうと入金のを任せていたという現状でございます。課長のほうは出張に行きましたら必ず那覇事務所のほうに声をかけて、管理体制をチェックしていたつもりなんですけれども、残念なことにこのような事件になってしまったということです。また、会計課長の、当時会計管理者だった宮平壮一郎総務課長は職員に対して、全員になんですけれども、公金の取扱いについて文書を流していたという経緯もございます。これは事件発覚前でございます。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

じゃあ船舶・観光課長は全く横領した金額と普段乗っているお客さんとのあれが合わないとか、そういう感じは全くなかったんですか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

元職員はシステムから出る日計表と、それから通帳の金額を合わせていたので、相違があったことは見抜けませんでした。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

これも裁判中ということであまり詳しいことは多分言えないと思うんですけども、できたら住民としては、その当時の各課長からも一言何か聞けたらなというのがあるんですけど、それは無理でしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

答えられる範囲内で各課長に質問がございましたら、聞いていただいて結構だと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

まずその頃、最初に中村 悟課長が課長だったと思うんですけども、本当に彼に対して信頼と、あとそういう不信はなかったのかなというのをお聞きしたいんですけど。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

お答えします。本日はよろしく申し上げます。私はちょうどそのとき産業振興課という形で、産業振興課の中で船舶の課長も兼任しておりまして、当時の那覇事務所長に対しては全幅の信頼を置いておりました。疑う余地はありませんでした。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ありがとうございました。じゃあ引き続き、次に糸嶺直生課長でしたか、そのときはどんな状態だったんですか。同じような内容です。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生総務課参事。

○ 総務課参事（糸嶺直生）

今日も一日よろしく申し上げます。当時所長の信頼のほうは高く、私のほうも信頼をしておりました。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

すみません、また次に松田 力課長だったんですけど、そのときも全く疑う余地というか、例えば内部の

ほうからそういった話とか、そういうのはなかったんですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力教育課長。

○ 教育課長（松田 力）

おはようございます。本日は一日よろしく申し上げます。今、中村 悟課長、糸嶺課長からあったように、私のほうも信頼はしておりました。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

松田 力教育課長。

○ 教育課長（松田 力）

失礼しました。では、もう一度答弁させていただきます。前の課長、中村 悟課長、糸嶺直生課長と同様に私もその職員を信頼しておりました。そもそも仕事、同じ職場なので、初めからそういった不信感を持って対応するのはいけないとは認識しております。がしかしながら、自分も船舶・観光課に行って、やはり現金が多いものですから、それはその所長のみならず職員には現金の取扱いには気をつけるようにと。目の前にたくさんのお金があって、そういう迷いが生じることもある。だけど、それを一回やってしまったら人生が台無しになるよというふうには指導してきたところであります。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

ありがとうございます。今は大分改善されているということで、ちょっと安心しています。それとあともう一つ、その前の2年間の分からない不明金、これが496万40円あるということですがけれども、これは今、その後の5年間に関してはこの間新聞記事にも載っていたんですけれども、その前の2年間に関してはどうなっているのか教えていただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

これも私のほうから答えさせていただきます。今御質問のありました平成28年度以前の不明金についてでございますが、被疑者不明のまま被害届を警察のほうに提出しております。その後、警察から協力依頼がございまして、当時の関係者の聞き取り調査を顧問弁護士も同席していただきまして行いました。さらに那覇署においては刑事による関係者の聞き取り調査を行いましたが、被疑者の特定には至らなかったということでした。乗船運賃を横領したという証拠はまだ見つかっておらず、新たな証言や証拠が出ない限り、今のところ立証は困難ということになっております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

じゃあこの金額はどうして出てきたんでしょうか。お願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力教育課長。

○ 教育課長（松田 力）

お答えします。昨年の調査に関しましては副村長と自分のほうで入りまして、要は今逮捕されました職員のやり方のシステム改ざんはそこからまず始まって、5年間のその職員の罪が発覚して、それをまたさらに同じシステム改ざんがないか、それを遡って行って使途不明金が出てきたという経緯であります。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

そうすると、この使途不明金なんですけれども、今後これは回収等ないんでしょうか。お願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

実際被疑者が不明のままでございまして、回収するという事は非常に難しいということになっております。この480万円余りということで報道されておりますが、これが本当にこの金額が使途不明金になっているかどうか自体も不明ということで、捜査のほうが進んでいない状態でございます。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

それでは、5年前の4,086万円というのは、この間の新聞では1,300万円になっていますよね。その差額というのはもう分からないから回収も、また訴えることもどこにもできないという理解でしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

4,000万円と最初は報道されておりましたが、村で調査した結果、3,000万円余りの金額になったということでございます。その中で警察が発表した1,300万円との差額につきましては確実に証拠があるものということで、今後裁判のほうで明らかになっていくかと思っております。こちらのほうとしましては後ほど議案で上程させていただきます訴えの提訴の中で、金額のほうはこちらで精査している3,000万円余りの金額で告訴するという形になります。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

最初に出てきた金額ところろ変わっています。果たして住民として、これは公金なので、この座間味村みんなのお金です。横領した金額がころろ変わって、これは監査して合わない部分が出てきた金額だと理解しております。それがどんどん変わるということは、とても住民としては「え、何で」という感じで、不信の状態があります。そこのところを例えば住民に説明するとか、皆さん新聞報道でしか今分からない状態なので、行政としてきちんと真摯に説明しなければ納得できない部分がたくさんあると思うんで、そういう予定はありますか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

今、元職員は取り調べを受けている状態とっております。その中で起訴になるか、不起訴になるか。その後、裁判になるかということが決まっていくと思っておりますので、裁判の中で明らかになっていくこととこちらのほうは考えております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

じゃあ住民に説明するという事は、行政としては考えていないのでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

今の段階ではどのような形でこの金額になったかということはこちらのほうでも知り得ないことになっておりまして、今のところは説明することにはならないと思っております。今後裁判が決定して、刑も確定いたしまして内容が明らかになりましたら、また住民説明会なり、またお知らせなりを入れて広報したいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

住民としてはまだちょっと納得できないかな。この間の村長みたいに、前の謝罪文みたいな感じで出していただけるとちょっとほっとするというのは変な言い方だな、住民は新聞記事しか分からない。先ほども同じことを言ったんですけども、やはりちゃんとそここのところは説明責任もあるのかなと今議員になって思いますので、ぜひやっていただきたいなと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御質問でございますが、全くそのとおりであると私も認識をしております。ただ、先ほど副村長、担当課長からも話がありましたとおり、私たちのほうでは今刑事告訴ということで警察のほうに調査のお願いをさせていただいているところでございます。それ以降に関しましては先だって発表されたマスコミ報道が現時点で皆様方にお知らせできる唯一の内容でございますので、私たちもこれまでの調査の詳細については警察のほうからも報告を受けていない状況でございますので、その内容を含めて裁判の中でいろいろ明らかになってくる部分が出てくるかと思っております。そういった状況の中で先ほどの警察が精査した中で金額、私たちが会計士を使ってお願いをして調べた金額との乖離については、詳細までは私たちもなぜその金額になったかという細かいところまではまだ知り得ない部分もございますし、また安易に私たちが答えるわけにはいかない部分もあるかと思っておりますし、しっかりと説明をする時期、あるいは皆さんに公開ができる内容につきましては出てくれば、あるいは警察との調整もあると思っておりますし、裁判所との話もあると思っておりますが、できるだけ村民の皆様には情報公開をしていきたいというふうには考えております。ただ、今の状況でなかなか細かいところまで出せないというところは本当に私としても申し訳なく思っておりますが、職員一同またその辺の、これからの改善も含めてですが、この事件の詳細については説明できる範囲内で村民の皆さんにはしっかりと説明といたしますか、情報の開示をしていきたい。ただ、今現状としてこういう状況であるということはぜひ御理解いただければというふうには思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

分かりました。じゃあその前の2年間、平成26年度から28年度までの496万円というのは、もうないということ、この金額が実際調べたら出てきたけれども、これは被疑者が不明なので回収もできないし、村民のお金がどうなくなったか分からないという、ここのところもちゃんと説明したほうがいいのかと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

こちらにおきましても、先ほど副村長が説明をさせていただきました被害届という形で警察に提出をさせていただいております。正式な受理まではまだ至っていないということですので、その辺も警察のほうとも意見交換をさせていただく中で、皆様方にしっかりと情報提供をできる部分に関しましては、これからも折を見て報告、情報公開をさせていただきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

よろしく願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

2番目の質問をお願いします。村の財政についてお聞きいたします。先日、来年度の沖縄の手帳を買いました。これまで小さな手帳でしたが、大きな手帳を購入しました。すると何とその中に、沖縄市町村あれこれベスト5が載っていました。その中で令和元年度なんですが、離婚率は座間味村がトップ。1,000人当たり沖縄平均2.52%に対して、座間味村は5.71%でトップでした。そういうのを見ていきますと実質公債費比率、沖縄県平均が7.9%のところ、座間味村が14.2%。将来負担率は沖縄県平均が42.6%のところ、座間味村がダントツで154.1%でした。それでちょっと自分も興味が湧きまして実質公債費比率の座間味の数字を見ていきますと、総務課長からもあつたんですけども、実際ずっとトップの状態なんですね。実質公債費比率というのは地方財政の破綻ということが昔は大きく報じられたこともあって心配していましたが、沖縄県内ではまだ健全化判断比率ということで危険推移に達しているわけではないのですが、この人口900人ほどの小さな座間味村で、また村の財政規模は県の市町村の下から数えて5番目に低いです。その中で沖縄県の平均より、かなり財政的に無理をしているのではと数字を見て感じました。将来に向けて、将来負担率も令和3年度は与那原町の次に多い99%ということで、市町村平均率が8.4%のところ、座間味村は99%です。そういうのを考えると、将来に向け村は身の丈を知り、足元を見つめ直すことが大切ではないかと思います。また、私も議員になりたてで、財政のことについてもこれから勉

強だと思いますが、村長の見解を伺いたいと思います。お願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

御質問ありがとうございます。実質公債費比率14.2%、将来負担比率154%ということでワーストになっているのは重々承知をしております。私が職員になる前でございますが、平成15年前後だったと思います。ちょうどそのときに自治体の財政破綻という言葉が出てきて、それ以降、当時なぜかといわずと北海道の夕張市が財政破綻をしたというところからこの実質公債費比率、あるいは将来負担比率という新たな財政指標が、財政の健全化法というのが改正になりまして新財政の健全化法、その中で新たな指標として取り入れられた。それまでは公債負担比率とかいろいろな財政指標、これもいまだに使われている指標なんですけど、それに加えて実質公債費比率、あるいは将来負担比率、実質公債費比率というのは簡単に言いますと自主財源に対する借金の返済の割合というような考え方でいいかと思いますが、当時は夕張市がああいう状況になったものですから、政府のほうで全市町村、区も含めて財政状況を調べようということで実質公債費比率という指標ができて、当時座間味村は30.6%。当時の試算のやり方で、多少変わってきているので、一概に今と一緒とは言えませんが、ほぼほぼ同じで30.6%。夕張市が一番悪い状況でしたが、全国で下からワーストで数えると5番目か6番目ぐらいにひどかったのが当時の座間味村でございます。あれから比べるとよくなったじゃないかというわけではないんですが、そういった状況の中、あるいは当時でいいますと財政調整基金、いわゆる普通預金的なものが1,000万円あるかないかというような状況で財政運営をしてきていたという状況がございます。全て当時が悪かったわけではないと思うんですが、座間味村の特殊な事例といたしまして、有人島3つからなる自治体であるということで、例えば隣の渡嘉敷村のように1島1村ではないということで、消防、教育等含めてそれぞれの旺盛な財政需要があったり、あるいは最近では道路も一部阿嘉橋、慶留間橋に関しましても県道に格上げをしてもらって、財政負担の軽減等も図ってきたりとかもしておりますが、そういったところの財政需要も含めて高かったというふうに思っております。あとは直近で言いますと溶融炉ですね。あちらもそうなんですが、そういったところを含めて、非常に実質公債費比率を含め財政状況が悪化していったというのが事実だと思っております。そういった中で村長に就任をさせていただきまして、まずは繰上償還、借金の前払いで借金の総額を減らしていく。それをする事で利子が確実に減ってくるのか、そういういろいろな取組をさせていただきました。現在では国の網にかからないような状況にはなってきておりますが、当時は村長就任時は黄色信号の自治体でございます。ずっと借入れをするにも国、県の許可を必要としながら、そういった事業を進めてきたわけですが、悪くなり何となくここまでやってきたという状況でございます。国の制度も変わってきて、一括交付金とかいろいろ有利な制度が出てきておりますので、そういった事業を活用しながら一般財源の圧縮、歳出の抑制に努めているところでございまして、ここまで来たと思っておりますが、それでもなお、今考えますときむきょう、これからで言いますと阿嘉島、慶留間島はまだまだ教員宿舎等含めて、いろいろな改築等も控えている状況の中で、厳しい財政運営ではありますが、この状況は維持、あるいはできるだけこの数字が減っていくような環境づくりをこれからも引き続きさせていただきたいと思っております。ちなみに、そういった状況で船舶に関しましては今回補正予算に上げさせていただいておりますが、高速船11億5,000万円ぐらいの購入で、それをリースさせていただいておりますが、国の制度を探してきました、新たな形で高速船の買取りをさせていただく。11億円の高速船の8億9,000円の補助金をいただきながら、一般財源を例えば減らしていくということで、将来的に財政負担を減らすような取組も職員と一丸となって取り組んでいるところでございますので、ぜひ皆様方の御理解をいただければというふうに思っております。

ちなみに、クイーンざまみの買取りだけの話で申し訳ないんですが、これまでずっとリースをしておりまして、ずっとリースをしていくのと年度末に買取りをさせていただきますが、年間で1,300万円。これまでだと毎年1,300万円の支払いをしていた……違いますね。ちょっとまた後で詳細は説明させていただきますが、相当な額の一般財源を抑制することができたりということで、その抑制できた分を財政調整基金に積み上げてみたり、あるいは政策的な経費、福祉に充てられるような状況ができてきているというのも事実でございますので、そちらも御理解いただければというふうに思っております。改めてまた説明をさせていただきます。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ありがとうございます。これからも将来負担率を減らしていただくように、よろしく願いいたします。

続きまして不定期航路申請についてですけれども、前回の議会で喜文議員が質問していた件です。その後のことを聞きたいんですけれども、この航路事業は許可がもう出ているのでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

お答えします。現在、沖縄本島の業者が本村への不定期航路を行うために各種手続を行っていることは我々も把握しております。本村に対して港湾施設に船を停泊させるための港湾施設使用許可申請が出されており、沖縄県港湾管理条例第3条に定められている禁止行為に該当しないことから、同条例第7条及び第24条に基づき、港湾施設の使用条件を付して回答しております。なお、不定期航路利用の許可については航路の拠点をも管する地方運輸局長の権限であるため、本村への申請はありません。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

すみません、時間がないのでお願いします。この航路に座間味港の使用するときの10の条件ということをつけさせていただきましたと前の議会でおっしゃっていましたが、その中に例えば美ら島税を取るとかそういった文言とかは入っていますか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

入島税に関しては入っていないと思いますが、これはその中じゃなくても条例の中で特別徴収義務者、そういった指定を村ができますので、それをわざわざ書き入れる必要はないというふうな認識でございます。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

この港の使用期限というのは指定はありましたか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

港湾施設使用申請書というのがありまして、使用期間が令和4年9月1日から令和5年3月31日までと

なっております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

この業者とたまたま違う件で区長として話すことがあって、話したときに聞いたのは、これからずっとという話をその業者はおっしゃっていました。それでその後、那覇の国の機関、総合事務局の運輸課に行って聞いたら、やはりずっと、その期間限定という航路申請はありませんということを伺ったんですけど、港は3月31日までの使用と捉えていいんでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

私が今手元に持っているのが、その業者から届いた港湾施設使用申請書というのがあります。このほうなんですけど、そこに使用期間とありまして、先ほど述べました令和4年9月1日から令和5年3月31日までとなっております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

じゃあそれ以降、もしその航路事業者がこちらに来るとなった場合は、また改めて港使用許可を取ることによろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

我々のほうで許可するとかそういったことはできないんですよ。それは先ほど答弁したとおり地方運輸局長の権限で使用許可を出すということです。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

先ほども答弁したとおり沖縄県港湾管理条例第3条に定められている禁止行為に該当しないことから、同条第7条並びに第24条に基づき、港湾施設の使用について回答します。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

じゃあ港の使用許可は申請が来たらまた伸ばす。3月31日までじゃなくて、また新たに伸ばすということでもいいんですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

はい、おっしゃるとおりです。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

不定期航路の許可、前の村長の答弁ではやっぱりこれは国、県のことなんで、村としてもその許可を出す、出さないということはできないとはおっしゃっていたんですけども、例えば観光業者に対してこういう不定期航路が来ますよとか、そういうお知らせというのは村からは全く出さないのでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

例えば今回の件もそうなんですけど申請をされて、事業者が国に申請をして、その許可が下りたかどうかというのは、直接私たちには入ってこない情報でございますので、その内容についてはなかなか話をすることができない。一方で先ほど話したように港湾の使用許可についての届出というのは座間味村に来るわけですから、その時点では分かっております。私たちとして、その詳細についても知り得ない部分は多少ございますので、先ほど話があったように条件を付して回答させていただいている。その内容が、例えば地元のダイビング業者をはじめとする船舶事業者の皆さん方とか、必要な関係機関にはしっかりと説明をしていただいて、例えば係留の問題であったり、いろいろなトラブルが起こらないような事前の措置をしていただきたいという話をさせていただいておりますので、その中でその許可を受けようとする事業者、許可が下りた事業が責任を持ってやっていただけるものというふうに思っておりますし、またそういった形で合意形成といいますか、お互いに問題が起こらないような環境をつくっていただきたいというのが私どもの立場でございます。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

この業者はツアー客のみということで不定期航路の申請を出しているんですけども、このツアー客というのは、やっぱり今まではもしかしたら定期航路に乗っていたお客さんが不定期航路の業者に乗る可能性もありますよね。そうすると、その定期航路の収入減ということも考えられます。そういった部分では村として困るとか、そういったことも全く言えないということで理解していいですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

そうですね。直接私たちに、これに関しての許認可に関する意見の聴取というのはありませんので、なかなかそれができないのが現状だと思っております。ただ、おっしゃるとおり私たちとしても一人でも多くの観光客の皆さん、あるいは船舶利用者に私どもの村営船に乗っていただくことで船の経営安定につなげたいという気持ちは全く一緒でございますので、そういった中で私たちが何ができるかというのはこれからの課題になってくるかと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

それでは、今後このような申請が次から次へほかの事業者が来る可能性もあると思うんですけども、そういったことも申請が出ないという確約は出ないわけですから、村の立場として、村民もそうなんですけれども、とても不安というのを抱えています。そういう中でやっぱり国だから、県だからということでは言えないというのはちょっと、定期航路も座間味村はあるものですから、そういう意味ではもっと強い態度みたいなことができないでしょうか。これからまたそういうふうにやっていただきたいなと思っています。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

はい、御意見は十分拝聴させていただいております。そういった中で私たちに何ができるのか。あるいはどういったことがいけないのかということも含めて私たちなりにも勉強させていただく中で、国や県等との関係機関といろいろな意見交換をしていく中で、お互いが納得できるような解決方法であったり、許認可の在り方についても私たちなりの提言をさせていただければありがたいというふうに考えておりますので、引き続きこの件については私としてもしっかりとやっていきたいと思っておりますし、あるいはいろいろな意見を拝聴させていただければありがたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

よろしく願いいたします。続きまして公共トイレについて御質問です。国立公園になり、多い年では10万人のお客様が来島しています。ここ二、三年はコロナでそこまでは入島していませんが、少しずつ今年を持ち直しております。船での日帰りのお客様も、夏は船の3分の2以上乗ってきます。何人ぐらい日帰りのお客さんが1日来村するか、船舶・観光課が人数は把握されているかと思っております。その人たちが滞在中、二、三回は少なくともトイレを使うとして、汚いトイレ、汚れたトイレだったらどう思いますか。村の管理しているトイレは幾つありますか。よろしく願いします。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

お答えします。座間味島のトイレ清掃箇所は、我々が請け負っている場所なんですけど、まず1つ目に座間味港ターミナル、そしてチシ展望台、そしてコミュニティセンター、そして座間味港緑地公園、そして高月山の5か所となっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

5か所でよろしいですね。大浜は入らないですね。大浜のトイレ。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

大浜は今ちょっと使える状況が整っておりませんので、そして利用する方もいらっしゃいませんので、今のところ大浜は外しております。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

大浜は観光用のトイレではありませんので、そこはカウントしておりません。先ほど述べた5か所が観光用のトイレというふうに考えております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

その中で汚れている箇所はどうですか。壊れている場所もありますか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

汚れている箇所もあります。しかし11月より清掃員を配置しまして、週3日、清掃しておりますので、现阶段ではそういった箇所は見受けられません。そして破損している箇所もあります。その辺は軽微な破損ですので、我々のほうで修繕をしていきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

私が調べたところでは、高月山の身障者のドア、港のターミナルの身障者トイレは使えません。チン展望台ではドアが開かない。3個のうち2個が、ドアが開きません。それからクジラ公園は身障者トイレが壊れて開いていません。そして、全て和式です。ドアが閉まらない箇所も2か所あります。こんな状況で修繕の予定はありますか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

先ほど述べたとおり軽いドアとか、そういった修繕は我々のほうで対応していきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

それはいつですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

予算も確認しながら、できるところから、できれば年度内には軽微な修繕は実施していきたいなというふうに考えております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

どこの観光地に行っても、観光客はトイレを使います。そういう中で国立公園でもあって、こんな状態で修繕も工事もなかなかしない、そういうことがとても恥ずかしいことだと私は思っています。グラウンドのトイレも和式しかないので、ぜひ洋式に変えていただき、お年寄りもあそこでグラウンドゴルフとかをしたときにはトイレに行けないんですよ、和式だと。ぜひそれも変えていただきたいと思います。環境省にも聞いたら、そういった予算はあるということなので、ぜひいろんな手立てを考えて早急に修繕していただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

まずターミナルの施設は設置者が沖縄県港湾課です。そしてチシ展望台が県自然保護課、そしてコミュニティセンターは村、公園は県港湾課となっております。そこで先ほどお話ししたとおり和式から洋式への改修につきましては我々も把握しておりまして、男子が1か所、女子が3か所となっております。改修に関しましてはかなりの経費が伴うため、設置者である沖縄県港湾課と調整してまいりたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

観光客は待ってられません。ぜひ早くいろいろな環境省の、昔、国立公園になるときに、トイレはきれいになりますよという話を伺いました。でも全然トイレはきれいになっていないものですから、ぜひそういった予算等見て、早めの改修工事をお願いします。

続きまして、清掃員の待遇についてお聞きします。先ほども以前の清掃員が9月から11月までだけがで休んだり、その他の事情で辞めて、その間ずっとトイレが掃除されていなかったです。区長のほうにも苦情はいっぱい来ました。紙もなく、汚い状態が2か月ぐらい続いていました。採用条件なんですけれども、週2回、3回ではトレイはきれいになるということはないと思います。観光客は土日にもたくさん来ます。何人このトイレを使うのかというふうにと考えると、やはりこの清掃の日にも、回数を増やすということも必要だと思います。それとあと1人の方じゃなくて、複数の方を雇って、もし1人の方がそういういろんな事情でお辞めになったときに間が開かないように、ぜひその採用の条件も考えてほしいと思っています。ローテーションも1日2回以上、土日関係なく清掃をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

条件の待遇がパートタイムの週5日、7時間以内の時給制の給与となっております。時給の設定は人事院勧告に準じ、村の条例で定めております。複数採用につきましては前向きに我々も検討してまいりたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

村の会計年度任用職員の給料という条例がありますけれども、この最後のほうに私はトイレ清掃というのは、やっぱりコロナもあってリスクを伴う清掃だと思います。そういう中でやはり時給を上げて、その人た

ちに誇りを持ってやっていただきたいなという気持ちもありました。そういう中でこの条例を見ると最後のほうに、雑則で第5条に「この条例の規定に関わらず、職務の特殊性等を考慮した村長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤職員との権衡及び職務の特殊性を考慮し、任命権者が別に定める」というふうに載っています。だから必ずその条例にのっとってとかと言うんじゃないくて、やはり時給を上げてあげて採用していただきたいなと思っています。いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

ただいまの御意見ありがとうございます。ちょっと今手元に私も条例のほうがありませんので、また追って調べさせてください。今ありますように村長と調整をしてということでございますが、一応この条例に基づく報奨、会計年度任用職員は報奨になるんですけども、これにつきましてはやっぱり日本全国、人事院に基づくもので支給はしてございます。ただし、他の町村を確認しますと、やはり実情に合って地域の、民間の平準化の価格にまたそぐっているとか、そういった確認をしてほかの町村で上げたりとかというのも聞いております。また特殊な作業員、地下に潜ったりするとか、そういったのとかもやっぱり個別に定めているというのも聞いておりますので、ちょっとその辺も勉強させていただいて、今後必要であれば対応させていただきたいと思います。ただし、やはり我々、財政健全化でもありましたようにかなり今厳しい状況もございます。そういったことも鑑みて調整させていただければと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ありがとうございます。ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。実際トイレの清掃員だけじゃなくて、ごみ処理の方たちの給料もどうなっているのかなってちょっと心配をしています。ぜひそういった人の嫌がる仕事、汚い仕事をやっていただける方には、やっぱり机の上でお仕事をしているのとちょっと訳が違うということもあります。実際座間味のトイレ清掃の方も自分で車を持って交通費も出ないというお話も聞いています。山のほうに、高月山へ行ったりとかしています。チシのほうも行っていきます。そういったこともあるので、ぜひ待遇を改善していただけたら、そして募集をかけて人がいないとかと言うんじゃないくて、時給も上げて短時間でもちょっと経済的に楽になるようなものを村としてやってあげてほしいと思います。よろしくをお願いします。以上です。ありがとうございました。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

引き続き、一般質問を行います。6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

もう時間的にもこんにちはですね。今日もよろしくお祈いします。さて、本定例会から新たにお二人の議員が加わり、新しい雰囲気となりました。6人の議員それぞれの進め方、活動は違いますが、目指すところは一緒だと思っています。村民のために団結して、明るく、真面目に議会運営が進められるよう、そして私もこれまで以上に尽力できるように気を引き締めて取り組んでいく所存です。今期4年間もまた皆さん、よろしくお祈いいたします。それでは一般質問を通告書に沿って伺っていきます。

まず1点目、給食費無償化に向けての提案です。近年の円安やウクライナ情勢の影響により、物価高騰が家計を直撃する中、各自治体も対応に追われているようです。学校給食費については、年齢ごとに栄養摂取の基準が決められているためエネルギー量を減らすことができません。つまり物価高騰の影響であるとはいえ、食材の調達を見直すことで子供たちの成長に影響を与えることは避けなければなりません。まず学校給食法では、食材料費については保護者の負担と規定されています。ですが、自治体の予算で保護者に補助することを禁止はしていませんので、今回の質問事項はその部分を踏まえての提案ということになります。以前ですと、給食費ぐらひは行政に頼らず保護者が負担すべきだと考えておりました。もちろん経済的な事情によって給食費を負担するのが困難な御家庭には就学援助制度を活用していただいて、負担軽減に役立ててほしいというのは言うまでもありません。しかし完全無償化に乗り出す自治体が相次いでいるようです。無償化は国が制度していないということで、全国でも市町村それぞれが全額負担や一部を助成をしてくているのが実態のようです。私の調べでは、毎年動きがあるので正確ではないんですけども、県内の23の市町村において、全額または一部の助成を行っているところがあるようです。当村でも10月から短期間の学校給食の無償化で保護者の負担軽減になっており、短期間でも助かるとの声が聞こえてきます。近隣離島でも渡名喜村と栗国村は、コロナ禍の以前から完全無償化となっております。もちろん学校数や在籍数は違いますが、財政力指数が高い分、同じような行政サービスを講じるのもありではないかと感じております。コロナ禍による厳しい財政状況にあるとは十分理解の上での提案ですけれども、学校給食無償化の実現のために必要な処置を講じるべきと考えるが、見解を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力教育課長。

○ 教育課長（松田 力）

よろしくお祈いします。今の御質問についてお答えします。まずコロナ、またウクライナ情勢の中で村も、教育委員会も村民の皆様も費用負担を強いられているのは重々理解しております。それにおきましては、本村におきましてもコロナ臨時交付金を活用して10月から今年度末、来年の3月まで給食費の無償化を行っているところであります。また、他自治体においても給食費の減額、無償化、段階的な無償化の実施について報道も流れておりますが、それらの多くが私たち村と同じコロナ交付金を活用して、来年の3月までという実施がほぼあります。またある一方、清志議員がおっしゃったように独自で給食費の完全無償化、一部無償化を行っている自治体もあります。本村の給食共同調理場の運営状況について、まず説明させていただきます。お手元にお配りしています1枚紙なんですけど、給食共同調理場の収支という資料を御確認お祈いします。宮平清志議員から説明がありましたように食材に関しては児童生徒の負担となっておりますが、それも含めた上のこれが収支となっております。それで直近の令和3年度、昨年給食費の合計が728万5,300円、それに対して支出が2,660万6,174円。差額、収支的にはマイナス1,932万874円となっております。このことから給食費を無償化するとすると、給食共同調理場の費用の原資がなく、事業運営に支障が出ることも予想されることや老朽化施設の改修など、さらなる費用負担も生じてきます。施設改修費用や無償化の財源として、村の一般財源を充当することと考えております。このことから給食費

無償化を実施するに当たっては財源の補填が必須となり、村長部局との財源についての調整が必要と考えております。また、無償化を実施している自治体においては、一般財源を充当するだけでなく、ふるさと納税を充当している自治体もあると情報がありますので、教育委員会としても新たな財源の確保をし、補填できるかどうか模索していきたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ありがとうございます。今の収支からすると、この歳入のほうの合計が教職員も含まれているんですけども、この一部の自治体で無償化されている部分に関して、教職員の負担分はどうなっているか御存じですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力教育課長。

○ 教育課長（松田 力）

少数の自治体なんですけど、教職員の給食費を含めた無償化を行っている自治体もありますが、多数の自治体におきましては幼小中学校、児童生徒の無償化の実施となっております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

それからすると、じゃあ幼稚園生も入れて児童生徒の合計が約400万円ということですよ。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力教育課長。

○ 教育課長（松田 力）

はい、そのとおりでございます。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

財源を捻出するのは大変かと思うんですけども、ちょっと私の浅い知識の発言にはなると思うんですけども、先ほど課長からもあったように例えば一部はふるさと納税から捻出、また一部はほかの予算から引っ張ってくるようなとか、そういうような予算の確保の仕方は考えられる方法でしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力教育課長。

○ 教育課長（松田 力）

今、現時点ではまだ調査しておりませんが、そういったことは模索していく考えではあります。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。この件については、国も負担する形で全国的な給食費の無償化を進めていく必要があると強調したいところです。では、県はどのような考えがあるのか。動向があるのか。何か情報があれば伺いたいです。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力教育課長。

○ 教育課長（松田 力）

現時点で沖縄県、また沖縄県教育委員会から給食費の無償化についての通達等はございません。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。この給食費の無償化については、ぜひ村長からも見解を伺いたいと思いますのでお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まずは昨今の社会情勢、ウクライナ情勢、あるいは円安等含めて物価高騰が急激にきているという状況、あるいはコロナによる経済の疲弊から来る所得の減少等含めて、家庭のみならず沖縄県、座間味村を取り巻く社会環境も非常に難しい部分があるかということは重々承知しております。そういった中で、今回去る9月の議会でしょうか、コロナ交付金を活用した形での今年度いっぱいの給食費の無償化というのを提案させていただきました。給食費とは直接関わりはございませんが、児童手当、あるいは児童扶養手当を交付させていただいている家庭に対しては、これまでも数度にわたりコロナ交付金等を活用して、増額で給付事業というのをさせていただいておりますし、また近々、そのような制度の中で交付をさせていただくために、今鋭意住民課のほうでいろいろ検討をしている部分もございます。そういったことも含めて直接給食費には関わらない部分であっても、子供たちを育てる環境、経済状況に対して少しでもお手伝いできればという取組をまずはしている、これからもする予定があるというのは御承知おきいただきながら、できるだけ子育ての負担軽減、とりわけ経済的な負担軽減を図るのは私たち行政のほうでもしっかりと考えていかないといけないというふうに考えております。教育委員会からもありました、ちゃんとした財源の手当てが、あるいはほかの補助金等含めていろいろな財源があれば、給食費の無償化は行いやすいですよというのも現実としてございますので、そういった有利な交付金、補助金がないのかどうか。そういったのも含めて検討させていただく中で、段階的な無償化、あるいは負担軽減というのをしっかりと模索をしていき、できるだけ今回のような質問に答えられるような施策の展開ができればというふうに考えております。これからも職員一同、いろいろな財源な手当てをしっかりと探してくる中で、できるだけ実現に向けて頑張っていきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。今の村長の答弁が給食費に限らず、別のところから負担を軽減させているということ。分かりやすくまたみんなに伝えられるように私もちょっと説明していきたいと思いますが、この完全無償化に関しては賛否あると思いますけれども、これは保護者の負担軽減のためだけではなくて、自治体間の格差が広がってしまう可能性も懸念されると思います。できるだけ学校給食費無償化の実現のために必要な措置を講じていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして2点目は道路の排水溝のグレーチングについてですけれども、少し伝わりにくいと思いますが、騒音についての改善要望です。その騒音というのは排水口のグレーチングの上を車両と、これはオートバイも含まれます。通過するたびに、この跳ね上がりで起こる金属音のことですけれども、まずこれがどのような

音か御理解いただいているか。これを先に伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

本日もよろしくお願ひします。御指摘を受けまして、それまではそこまで気づいておりませんでした。御指摘を受けて注意して聞くようになって、確かに数か所、集落内に騒音というか、車が通るたびにカンカンという音になるのは確認しております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

おっしゃるとおり車両が通過するたびにカンカンと鳴る、あの金属音です。課長がおっしゃるように僕も相談を受けるまではそんなに気にならなかったんですけども、不快に感じたこともなかったんですけど、やはり人によってはすごく気になるようです。日によっては頻繁に自動車やオートバイが通るたびに、その金属音で眠れないというときもあるそうです。私が把握している場所でも何か所かあるんですけども、これも山道や海岸線沿いなどは住居がない道路の修繕は必要ないと思うんですけども、一度一通り回っているような答弁だったんですけど、阿嘉・慶留間はもちろん含め、各区の集落内を確認していただき対策を行う必要があると思いますが、見解を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

御指摘ありがとうございます。村内の集落内、阿嘉・慶留間島を含めて車両を走らせて、騒音があるグレーチングに対しては早急に対策、対応したいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ぜひ早めにチェックしていただきたいと思ひます。役場のホームページには各種御相談というページがありまして、そこに8項目もの相談連絡先が記載されています。せつかくこのように丁寧に案内を示しているのに、今回のように長期間、誰にも相談できなかつたというのはその方のタイミングもあるかもしれませんが、やはりどこか言い出しにくいと思ひているのでしょうかね。私たち議員も村民の声はできる限り耳を傾けているつもりですけれども、いずれにしても小さなことでも気軽に相談できる工夫がもう少し必要なかなと感じておりました。このグレーチングの金属音はゴムパッキンやボルト固定など幾つかの騒音対策があるようですので、早めの対応をよろしくお願ひいたします。

続きまして3点目はマイナンバーカードの普及率についてですが、総務省のマイナポイント事業で申請数が増加傾向のようです。私も先日、更新の手続をしながらポイントの申込みをしましたが、家族3人で何と4万5,000ポイントもいただきました。つまり4万5,000円分の何らかの買い物とか、いろいろ使えるということですから、かなり大きいと思ひます。ポイントの申請は来年の2月までできますので、まだの方は大変お得ですので、お急ぎお申込みいただきたいと思ひます。11月時点で全国のマイナンバーカードの申請数は7,000万件を超えて、普及率は約6割に達しているようです。沖縄県の交付状況はというと、全国最下位の約43%とやはりのんびり、ウチナンチュの県民性が分かりやすく出ているようです。当村の普及率はというと、同規模の離島と比較してみると伊是名村の約62%、北大東村の約55%に次いで約

53%と3番目の普及率となっており、県内全体の43%の普及率からすると、よく頑張っていたと思います。今申し上げたのは私が調べた11月のデータですので、現時点で当村はどれぐらいの普及率となっているか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

申請率は12月4日の時点で64.89%になっております。また、交付率に関しましては53.70%になっております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ありがとうございます。じゃあ少しは増えていますね。よかったです。私が更新の手続をしながらポイントの申込みをしたときには割と手続に時間がかかった気がしましたがけれども、これだけの人数ですから担当職員に負担がかかっていないのかというところと併せて、高齢者などスマートフォンを持っていない方や使い方が分からない方への対応はどうしているのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

これまでポイントの申請入力についての相談はありませんが、希望がありましたらお手伝い、対応をしたと思っています。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

では、今のところ担当職員のほうもスムーズにできているという理解でよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

申請につきましては他課の職員の協力を得ながら、現在は特に問題や混雑等もなく対応できております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

じゃあそういう負担がないようでしたら混乱も避けられると思うので、よかったですと思います。このマイナンバーカードの件に関しては町村会長の立場としても、村長からもちょっと見解を伺いたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

町村会の会長、あとは離島の会長としてよく東京に行った際には総務省にも顔を出させていただきながら、いろいろな施策の展開についての御理解をいただいているところでございますが、総務大臣、あるいは副大臣とお会いしても、沖縄県の代表としてお願いをした後に、沖縄県につきましてはマイナンバーカードの取得率が非常に悪いんですと。ぜひ上げてくださいというお言葉をいただいている中で、今回座間味村におき

ましては交付率はまだ53%ではございますが、申請率で言いますと64.89%まで上がってきたということで、本当に村民の皆さんの御協力に対しては心から感謝を申し上げたいと思っております。併せて座間味村におきましては、先月から交付金を活用した形でマイナンバーカードを取得していただいた方に、コロナ禍も踏まえてではございますが家庭支援というのも含めて、あるいは将来的には保険証にもなるということもあって商品券の発行をさせていただいております。ぜひこういったのも私たちは国の予算を活用しながら、交付率が上がるような環境づくりにも努めてまいりたいと思います。ぜひ議員の皆様方からも周りの方々にお声がけをいただいて、一人でも多くの方に一日も早くマイナンバーカードの取得については御協力をお願いしたいと。ちなみに1月いっぱいマイナンバーカードを取得するというのが今回の商品券の交付の要件、これだけでございますので、12月中、あるいは1月の頭で申請さえしていただければ、何とか1月中には間に合うと思います。ぜひ御理解と御協力を併せてお願いしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ありがとうございます。引き続き沖縄県も最下位ということですので、ぜひ対応のほうよろしく願います。このマイナンバーカードで、先ほど村長おっしゃるとおり健康保険証とか、e-Taxで確定申告などオンラインでいろいろと便利になるんですけども、何せ情報量が多いのと、取扱いについても分かりにくい制度ですので、浸透するには割と時間がかかると思うんですけども、多くの村民が活用できるように引き続き対応をよろしく願います。

最後に継続質問の進捗状況を伺っていきます。まずは、もう6年ぐらいになりますかね。平成28年度から那覇署へ要望している阿嘉駐在所設置の件で、進捗状況を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

お答えいたします。現在の進捗につきましては、去る6月議会に答弁もいたしました。5月の末日に那覇署員、県警本部の署員が交番予定地、阿嘉島へ実際足を運び、視察していただきました。それ以後、特段会議を持ったり、調整等は今のところございません。村といたしましても、また年度明け、令和5年4月に市町村長、また議長が全員集まる沖縄県の振興拡大会議、これにおきましても村の最重要課題ということで要望書を提出するとともに、引き続き関係機関との調整を図らせていただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。できれば繁忙期になる前に、いろいろと進められれば良いと思います。大きな抑止力にもなりますので、一日も早く阿嘉のほうも、慶留間ももう橋でつながっていますから一緒ですね。駐在所が設置できるように期待しております。

続きまして、座間味港の拡張整備の件で進捗状況を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

お答えします。令和4年3月に村内の各団体の代表者に集まっていただき、座間味港の整備に関する概要説明を行い、各団体内の意見の取りまとめを依頼しました。その後、令和4年6月に各団体からの意見が全

て提出されました。それを受け、村から沖縄県へ座間味港の整備を要望する旨を要望しております。今後は沖縄県が予算の確保を行い事業化が決定しましたら、設計業務の中で地元との具体的な調整に入ると思われます。具体的な調整というのは港湾整備の中身についてとなっており、住民説明会や住民、利用者の意見聴取も行われます。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。意見をまとめるのも大変だと思うんですけども、座間味にいらっしゃるゲストの利便性向上のためにも、ぜひ早めに整備を進めていただきたいと思います。私からは以上です。

○ 議長（宮平喜文）

これもちまして、午前の部の議会をこれで閉じたいと思います。午後は1時30分から引き続き一般質問に行きたいと思っております。では、午前の部はこれで終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

午前に引き続き、一般質問を行います。5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

こんにちは。ちょっと食事後で眠気もあるのですが、よろしくお願ひします。私も久々の一般質問でちょっと緊張していますが、やりたいと思ひます。第1点目、慶留間の村営住宅についてですが、村営慶留間住宅1号棟は、大雨のときに床下浸水が起きると。雨がやんでも湿気が残り、床板、特に1階ですね、床板が傷んでいる状況であります。また、地盤沈下の可能性があり、1階でもこの間、台所でビー玉を流したらごろごろ転がっていきました。これは早めに現場の状況を確認して対策を講じてほしいのですが、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

お答えいたします。また午後もよろしくお願ひいたします。慶留間の本団地におきましては以前、建築士からアドバイスをいただいた経緯もございますが、いわゆる専門的な調査は行ったことがなく、我々のほうも今詳細について把握していないような状況がございます。ただ、二、三点、元住まわれていた方とか、現状住まわれている方にも意見は拝聴して、実態のほうも少し確認はさせていただいておりますが、まず現入居者の方の実態、また調査をさせていただいて、また生活の環境に及ぼす影響下にあるのか内部調査、そういったのを行いながら、その後予算をかけて調査を進めるか判断したいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

ありがとうございます。これは前の仲村三雄村長のときから要望していたんですが、あの当時と比べると担当課長も全部入れ替わって、それが継続して引き継いでもらったのかちょっと分からないんですが、あの場所はずっと米を作っていた湿地帯でありまして、そこに建てられたんですが、聞くところによると、私

も記憶は定かではありませんが、あそこはコンクリートのベタ基礎の土間が打たれていないんですよ。土の状態を転圧して、それにブロックの上に床柱を敷いて、周りはブロックで囲っているんですけど中は土の状態ですから、別に浸水しなくても湿気はたまるということで、一番弊害を起こしているのはこのコンクリートのベタ基礎が打たれていない。もう床板は本当にぼろぼろで、この間も行ってきましたが、今は畳があるのでちょっと目立たないんですが、畳を起こせば床板も多分駄目なんだろうと。あれを入れてもぼこぼこして、この床柱と床が離れている状況、沈下しているわけですね。また、地盤沈下で、いわゆる床が傾いていると。2階と書いているんですけども、多分高い分、2階はもっとひどいと思います。1階もビー玉がごろごろ異様な速度で流れていくので、大分傾いていると思います。ちょっとコンクリート壁面からの雨漏り等もあります。これは課長に写真も添付していますが、それからやっぱり床が土ですので湿気がひどいということで、梅雨から夏場にかけては、特に1階はエアコン、除湿機がフル稼働であります。これを止めると壁に白カビが生えておりますよね。だから湿気を取らんといけない状態ということで、本人は不在でもやっぱり湿気を取るためにエアコンとか除湿機をかけ放題だと。来年からは沖縄電力が30%以上の値上げを国に要請しているということから光熱費とか、家賃プラス光熱費で住民に非常に重い負担になると思いますので、これも早めに調査して改善するようにお願いいたします。課長、よろしくをお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

はい、了解しました。また、本日先だって写真のほうの資料も頂いております。これについても、また担当のほうにも回覧させて、見させていただきます。一応この公共施設につきましては、村のほうでは公共施設等総合管理計画というのを令和4年度までの長期のスパンで見えております。いわゆる老朽化であったり、非常時のときの修繕の在り方等を全部うたっております。またこれに基づいて安全の確保であったり、維持管理修繕実施方針というのがうたわれていますので、またこれに基づいてやはり予算が伴うだろうと見込んでおります。その辺もまた財政も調整しながら、まず何ができるか。まずは先ほど述べたように実態の調査をさせていただき、現地に足を運ばせていただきます。それからやはり専門家の意見を拝聴したりとか、そこからまた進めていきたいと考えております。劣悪な環境にあるということで写真のほうから伺えますので、早め早めの対応を担当と取らせていただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

大雨時の排水がちょっと悪いということで、ちょうどそばが集落内の排水口があって、それが裏側の垣尻の浜に行くんですが、慶留間堰から来る河川との合流点で大雨が降ったとき、こっちがせき止められてしまっている。流れない状態。それも浸水と関連していると思いますので、これは産業振興課長にも、この合流点の改善等をお願いしています。これも総務課長と一緒に話し合いして、それも改善していつてもらえればなと思いますので、よろしくをお願いいたします。

次にキャンプについてですが、座間味村ではキャンプは指定キャンプ場でございますということで那覇の事務所、北岸事務所、船舶の中にも告知等をされているんですけど、釣りに関してのお客さんがここ最近、僕は慶留間に住んでいて、阿嘉も行き来しているんですけど、車中泊とか磯での泊まり込みとか、それがキャンプとか野宿に当たらないのか。ルールとかマナーを守らない人たちがちょっと増えているように思うんですけど、これは村としてはどうなのか。見解をお答えします。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

お答えします。近年、車中泊やテントを設営するマナーの悪い釣り客が増加しているのは承知しております。村条例では車中泊やテントを設置しての夜通しの釣りなども含め、阿真キャンプ以外でのキャンプや野宿は村内全域で禁止となっております。対策といたしまして、那覇、座間味、阿嘉事務所や青のゆるる館、さんごゆんたく館などの村内施設にて掲示物や看板設置、ルールブックの配付など注意喚起を行っております。また、那覇、座間味、阿嘉事務所窓口での声かけや、村内にて指定以外地域でのキャンプが疑われる観光客を見かけた場合は村職員による声かけを行っております。今後とも掲示物や声かけなどによる注意喚起をより積極的に行うとともに、那覇事務所でのチケット販売時や車両受付時に注意喚起やチラシの配付、そしてSNSやホームページを活用しての情報発信、そして座間味村観光協会、ダイビング協会、マリネレジャー協会等と連携を図り、水際対策を強化してまいります。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

ありがとうございます。今年のゴールデンウィークに、こういう人たちは頭がいいのか、集落の人がいない隙を見計らってそういう行動に移すわけです。慶留間でも、いわゆる船の浄化槽のスロープにいつの間にか黒い車、ジープが止まって、そしたら「誰かがゴムボートを下ろしていたよ」とか、本人たちはもういないわけですね。そしたら外地の裏側の浜で釣りをしているのがいると。ボートがあったという情報が入って、前局長の中村しげるさんが注意しに行き、「こっちは野宿できないから、日が落ちる前に帰りなさい」と注意したらいいんですけど、「分かった」と言ったけど、しげるさんは帰ってきたけど、やっぱり帰ってこない。帰ってきても、人のいない頃を見計らってそのまま逃げて行くわけですね。僕らが行ったときには車はないという形です。確信犯なんですよ。やっぱりこっちでこういう野宿とかが断られると分かっているながらそういうことをやるというのは、やっぱり車にゴムボートとかそういうのを積んでいるんだったら水際、泊の港で分かるはずなので、こういったのを注意して、キャンプをするんだったら、じゃあ座間味に行きなさいと。阿嘉島で降りるんだったらキャンプは絶対できないので、そういう水際で止めるだけでも相当効果があると思うんですが、課長、その辺どうお考えですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

先ほども答弁したとおり那覇事務所でのチケット販売時や車両受付時に注意喚起のチラシ等を配付して、水際対策を徹底してまいりたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

それと慶留間・阿嘉線の途中の有名な崖のところも、あそこも釣りのポイントで、あそこで車を止めて、これは車中泊だろうなと思って注意しに行ったら、「僕は民宿を借りていますので夜は帰ります」と言って、注意したんですけど、こういう人たちはまだ民宿も利用していいんですけど、だけどあの護岸沿いは竿立てのアンカーが打ち放題なんです。だから公共施設に傷をつけて、そういったのもやっぱりマナーが悪いとか、これは慶留間の栈橋の先も一緒。阿嘉も多分コンクリートにいろんなところでアンカーを打ちつけているところが、釣りのポイントはほとんどこうだと思いますので、こういうふうにもマナーを向上等……、沖

縄は釣り何とかという向上みたいなところにマナーの改善、座間味村だけじゃなくて全県下そうだと思うんですけど、そういう釣りの沖縄の発行している雑誌とかあいつたところに要望とかをして、このマナーの向上を図るようなことができないかどうか、お伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

この辺は十分検討してまいりたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

分かりました。ありがとうございます。来年また年が明けたらそういう観光シーズンに入りますので、その辺よろしくお伺いいたします。

次に海難事故における報道についてなんですが、沖縄県下では残念ながら海難事故が毎年発生しているんですが、事故後のメディアの放送についてなんですけど、新聞、沖縄タイムスなんですけど検索して、いろいろ載って、沖縄県座間味の沖合でとか、男性死亡。ツアー参加の男性死亡、これも座間味沖。阿嘉島南側に40メートル……、別々なんですけど、これは全部座間味とか阿嘉島診療所とかあるんですけど、非常に誤解を招くんですよ。いかにも座間味村、渡嘉敷村もそうなんですけど、地元の事業者が起こした事故のように受け止められるんですよ。実際私もよく中へ行って、島出身の人でも「この事故を起こした業者はどこののか」と。「いや、これは島じゃないよ。本島から来ての事故だよ」と。だけど新聞には、それは全然載っていないわけですね。そういうことをちょっと、報道の仕方にも非常に問題がないかなと思って、これは座間味村としてどうお考えなのか、お伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

お答えいたします。海難事故のマスコミの報道の件ですが、これにつきましては昨年9月の定例議会をはじめ、それ以前にも同様な質問をいただいたところがございます。海難事故のたびに、どうしても事故現場を中心とした報道となっているということで、本村のイメージ低下につながるということで、マスコミ各社へ機会を見てそういった現状、要望を伝えることができるといことでこれまで回答させていただきましたが、なかなかマスコミとの接点というんですか、チャンネルを我々もちょっと持ち合わせがなくて、まだ十分にお伝えすることができないような状況ではございますが、また引き続き、今回も御質問が上がっておりますので、またマスコミ、報道の自由というのがあるとは思いますが、そういった旨も、我々の思いも伝えていけるように引き続き対応させていただきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

報道の自由だからこそ、ちゃんと正確にですね。確かにこの近海で起きたのは、近海が一番近い診療所とかに運ぶから、やっぱり自ずと座間味診療所、阿嘉診療所の名前が載るんですけど、ただお客さんは沖縄本島からボートを出して来たという、この一文ですよ。一行もないさ。半行ぐらい書き加えるだけで全然違うわけです。本当に地元としては迷惑な話で、基本的に僕は近年、座間味村の事業者が、特にダイビングに関してはそういう死亡事故は起こしていないというのを耳にしていますので、ほとんど沖縄本島から来た業

者だというふうに思います。さっき地元の先輩とかそういう話で、いわゆる僕、糸満市に行ったときも友達からよく聞くんですね。たまたまその事故は「イッター島で」とか何とか言うんですけど、「いやいや、事後が起きたのはうちの島だけど、このお客さんを運んだのは沖縄本島からだよ」と言って初めて「ああ、そうか」と言うんですね。だから逆に島の人でも、直接海に関わっていない人でも、新聞を見ただけで「うちの島のどこだろう」と勘ぐる可能性もあるわけです。だからその辺、一文ですよ。「このお客さんは沖縄本島からボートを出して、慶良間近海でダイビングをして事故に遭いました」、ただこれだけ載せるぐらいなんです。そのくらいで我々座間味村、渡嘉敷村のイメージが非常に落ちるわけです。うちは徹底してそういうのを起こさないように、ちゃんとお客さんを大切にしていますので。一回だけテレビでRBCかな、そういう沖縄本島から出してというのを一回は聞いたことはあるんですけど、けど新聞ではこれがほとんど出ないわけです。だからその一言をつける、つけないで全然座間味村のイメージが違おうと思うんですが、その辺をもうちょっとプッシュしてもらえばいいんですが、どうですか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

先ほど課長からも答えていただきましたが、まさしく中村議員のおっしゃるとおりだというふうに思っております。正式なチャンネルでということはなかなかしづらかったというのは事実としてございますが、テレビ関係者におきましてはこれまでの座間味の取材等含めて、テレビ局の職員の皆さん、知り得ている方々がいらっしゃいます。そういう方々には機会があるたびに、正式な形ではございませんけど、座間味村長としてお願いがありますという話をさせていただいております。結果というわけではないのですが、テレビの報道を見ると大体この事業者は、「沖縄本島の」とか「那覇市での」とかというのがテレビでは見受けられるようになってきたのはよかったかなというふうに思っておりますが、活字のほうですね。新聞のほうに関しましては、まだ私たちもしっかりと伝え切れていない部分があると思っております。これがやはり違うふうな受け取り方をされて、座間味村のイメージ低下につながるようなことはあってはいけないと思っておりますので、いろいろな場面でマスコミの方々とお会いすることもございますし、そういったところを通じながら、できるだけ私のほうからもしっかりと伝えて、座間味村の事業者ではないというのが分かるような書き方にさせていただくように私のほうでも頑張っていきたいと思っておりますし、そういう機会があれば、うちの職員からもそういうふうな話をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

分かりました。村長がおっしゃったようにテレビの報道等は私も見ているので。これはQAB、RBCは沖縄タイムス、OTV、ROKは大体琉球新報と連携しているわけでありますから、やっぱり組織は違えど兄弟会社みたいなものですから、お互いニュース等は連携していると思っておりますので、テレビ報道ができるのであれば、新聞報道も一文付け加えるということは多分プッシュすれば可能だと思いますので、村長もまたこれからも会うたびにいろんな報道の方にこういう報道をしてくれというお願いをして、こういうことが

来年、事故は起こらないに限るんですが、もし起こってしまった場合の対処方法ですね。来年そういうのがないことを願って、今年的一般質問を終わります。ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

続きまして、3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

皆さん、こんにちは。今年も最後の議会ですので、今年はいろいろありましたね。コロナから始まり、総理大臣も変わって、またいろいろ紛争もありました。景気も悪くなりまして、今政治業界ではかなり防衛費をアップさせるということで、そういう税金の問題で今いろいろ揉めていますけれども、いろいろ揉めているところでもうちょっと明るい話がないのかなと思うんですけども、本当に今年は苦しい1年でした。本当に来年はまた頑張って、明るい年にしてほしいなと思います。行政の方も協力お願いします。

私の一般質問に入りたいと思いますので、まず最初に空き家対策とその他と書いていますけれども、その空き家対策について、どうして私が空き家対策を掲げたかと言いますと、地域の離島のほうが地価高騰によるトラブルがかなり発生しているんですよ。宮古とかいろんな離島で、やっぱりコロナ禍で離島に移住したいと、そういう方も結構多くて、移住したんだけど、でも不動産屋から購入したんだけど全然条件が違つたと、ネットにもかなり書き込みされているんですよ。そういうことで我が村にもそういうような不動産が入ってこないかなということでの私の心配で、その空き家対策をしてほしいと。そういうことで、また確かに私のおじさん、おばさんのところにも不動産屋から電話があつて畑を売ってくれとか、見直しの地域がありますよね。村の中で。そういうところに畑を持っている方なんですけれども、この不動産屋からひっきりなしに電話が来るということで、そういうことがあるものですから、空き家を不動産屋がかなり集中している話も聞いているものですから、不動産が売買されたときに、座間味村としても袋地にされる住宅も出てくるんじゃないかと。例えば私道が一般生活道路になっていたものが、突然と通れなくなると。不動産屋が前を買って、後ろのほうを袋地にして、二束三文で買おうという、そういうことになりかねないので、今問題が起きているのはこれがあるんですよ。実際に県外でも。これが長崎県のほうで、実際にこれまで生活道として長年使ってきた道路が、奥のほうに何軒か家があつて、前のほうの住宅を全部、不動産屋が購入して、突如その生活道を封鎖したと。それで封鎖して通行権を請求しているということが実際に発生しているんですよ、長崎県のほうで。そういうような悪徳といいますか、不動産業も発生しかねないので、もしあった場合に物すごく困ると思うんですよ。我が村では、私もこの前法務局へ行って調べたんですけども、法務局のゼンリンの地図と現状の置かれている住宅地域が、道路がないところに道路があつて、道路があるところに道路がないと。それで村道でありながら道路がない。私道であつて、確かに道路ができていますね。道路ができていますけれども、その道路は登記されていないんですよ。そういうのを不動産屋の一番の最高な場所なんですよ。一番入り口のほうを買ってしまえば。これが入り口のほうも今空き家になっているんです。昔の方はほとんど兄弟でまとめて土地を分筆して買っているわけですよ。つくっているものですから、この兄弟で購入された方が1940年代のベビーブームに生まれた方たちが多いんですよ。この名義になっている方が。1940年代といいますと、もう80歳ですよ。そういう方たちは今独り住まいとかそういう形で、もうあと10年、20年するとここから出ていくと可能性が高いので。これは今、実際に起きています。昔は長男がトートーメーを見るから長男の名義ということでそういう形になって、今、長男がその名義になっている段階で、やっぱり行政側も、この長男が例えば亡くなったときに財産分与というのが物すごく広がってしまうんですよ。そうならないように話を進めて、そういう形で私道を村道にするかどうかというのを売買できないような形に持っていくような方向で、確かにこれを聞いたらいつの間にか自分のうちが、いつもの生活道路が急に封鎖させる可能性もあるわけですよ。誰も知らないと思うん

ですけれども、今実際に通行しているところを、法務局へ行ってみてその道路を調べてみたらびっくりするところがいっぱいあります。今、村の道路ですね。そういうところをきれいに調査してほしいなと思うんですよ。これが例えばいきなり生活道路が、そういう私道が封鎖されたときには物すごいトラブルが発生するものですから、今後そういうことの調査をぜひ私はお願いしたいと思って、これを村としてはどのような考え方をしているのか、ちょっと教えていただきたいなと思うんですよ。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まず確認をさせていただきますが、空き家対策の中で空き家があるというのが一つ。そして村道であるにも関わらず、個人有地なんだけど道があるとか、そういったのを含めて考えたときに、この道を個人有地の場合に買われてしまうと、奥に住んでいる方々の生活に支障が出ますよというのがまず一つですね。それについての対策はどうなっているかというのが、まず一つの御質問だと思っております。もう一点、空き家対策についての御質問について、ちょっと分かりづらかったので僕も整理し切れていない部分があるんですが、分かる範囲で答えさせていただきたいというふうに思っておりますので、もし間違っていたら教えていただければ、またその旨、私のほうで訂正をして御回答させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。空き家対策といいますか、今メインは道の登記の問題だというふうに私は認識しております。個人有地の道路に関しましては、現状村道であればもちろん村としてしっかりと整理をしたり、道路の部分の整理はしないといけない。ところが個人有地で、いつの間にか道路になってしまっている場所についてなんですが、行政といたしましては個人有地をそのまま、道路沿いにある家の皆さんの生活の利便性を考えるのは私たちの仕事の一つでもあると思うんですが、現状がなかなか分からないところがございます。道路を私たちが村道、あるいは林道にしてもそうですが、造ろうとする場合には、やはり公益性・公共性というのも重視される部分がございますので、個々の案件について概略的な回答はできるんですけど、個別の案件についてはやはりその場所を見てではないとなかなか答えづらい部分が、「できます」というのもあれば、「いや、これは厳しいです」というのも出てくるかと思うんですね。ですから個別の案件等があるのであれば、それはこういった場所でもよろしいですし、ふだんから道路担当部局もありますので、そこで個別の案件、相談を議員の先生方が受けた場合には、そのまま私たちのところに持ってきていただけると、現行の行政の範囲内でできること、できないことをしっかりとお答えさせていただく中で、できなくても、こうすればできるかもしれないとかいろんな方法があると思います。そういった形で話をさせていただければありがたいなというふうに思っておりますので、今の場合総じて言うと、公共性・公益性がしっかりとあるのであれば、自然とできた道でも行政として買い取りをして村道に格上げ、集落道としての考え方というのもあり得ると思うんですが、全てについて完璧なお答えができないのは大変申し訳ないと思っているんですが、その辺が大前提としてあるということをお承知おきいただければというふうに思っております。そういった中で空き家等に関しても、先ほど話がありました不動産の方々も空き家、空き地といいますか、人が住んでいない土地の部分を購入して、意地悪じゃないんですけど、そういった形で奥の土地まで買い占めていって、もしかすると乱開発につながるんじゃないかということも含めてだと思っておりますが、そういったところの情

報もなかなか行政では持ち合わせない部分がございます。そういったところも含めて先ほどの道路についてもそうなのですが、ぜひ情報があれば教えていただけると、私たちなりにできることがあると思います。できないこともあるかもしれませんが、できることをしっかりとやっていきたいと思っておりますので、ぜひともその辺の情報提供をお願いしたいというところで私の、御回答になっているかどうか分かりませんが、質問の回答とさせていただきますと思います。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ありがとうございます。今座間味のほうは私、確かじゃないですけども、阿嘉のほうで今空き家が27軒。一人で暮らしている方が高齢化されて、1940年代に生まれた方、そういう方が10軒ほどあります。そういうふうに今これだけでも解消すれば、人が住めるように、そういう形で個人面談をして、そういう形でできればかなり、私もこの前、いろんなスタッフとかなんかもカップルができて、「この島で住みたいんだけど家を探してくれないか」と、そういう話もいっぱいあったんですけど、やっぱり貸してもらえないと。空き家も貸してもらえないと。かなり当たったんですけど、それも貸してもらえないということで、そういうのも解消できれば少子化対策にもできると思うんですよ。子供たちも増えて、年齢的にも二十歳前後ですので、そういう形でやっぱり島の活性化にもつながっていくと思っておりますので、空き家対策をするのに一石三鳥、四鳥ぐらいのメリットが出てくると思っておりますので、ぜひ空き家対策をいい方向に進めていただきたいなと私は思いますので、ぜひ御協力お願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

御提案ありがとうございます。あまり大きい声でといっても録音されるんですけど、言いづらいところはやっぱり高齢の方が今、一人で住まわれているおうち、確かに将来的にこの家がどうなるのかという心配は多少ございますが、行政として御高齢の方にそういった話をできるかという、なかなか感情的なものも含めてしづらいと思うんですね。ですから、そういったときにどうかという、やはり各地区でいろいろな政治活動をされている議員の先生方の情報であったりとか、周りの地域の人たちとの意見交換が必要になってくるのかなということと、もう一つはやはり沖縄独特のトートーメー文化がございますから、それをどうするのか。1か月前に西田議員とも意見交換をさせていただきましたが、久米島ではこういう事例がありますよとか、いろいろなトートーメー対策というよりも一つの空き家対策として、このトートーメーの取扱いをどうするんだ。行政がお手伝いできる場所、地区の区がお手伝いできる場所、こういうことをやっている地区もありますよという意見交換もさせていただいたこともございます。何が答えになるか分かりませんが、ぜひ皆様方からの御意見も拝聴して、アイデアも聞きながら、行政でできる場所はしっかりとやっていくということだというふうに認識をしておりますので、お住まいになられている方々の御感情も踏まえながら、いろいろな空き家対策、定住促進の施策イコール産業の振興につながると思っておりますので、しっかりと頑張っていきたいというふうに思っております。引き続きアイデアであったり、あるいは御提言等も含めて、情報提供を含めてお願いしたいというふうに思っております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

それに対していつ頃この測量を、村有地なのか、私道なのかというのを、やっぱりポイントポイントを

打っていかないといけないんじゃないかなど。ポイントを打っていけばトラブルもないだろうと思いますので、そういう方の測量をぜひはっきりしたところをつくっていただきたいなというのも一つありますので、ぜひこれは早めをお願いしたいなと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

先ほど話しました個別の案件をしっかりと伺いたいと思いますので、ぜひとも議会の場だけではなくて情報提供、あるいは資料の請求等をしていただければありがたいというふうに思っておりますし、測量に関してはやはりコンサルタントに委託をかけないといけないということもございます。となりますと予算の問題がありますから、予算化をする必要もありますので、ぜひこの議会が終わった後にでも、あるいはその3月に向けて、予算要求はそろそろ来年度のは部局内で終わってしまうんですが、個別の案件について御相談をしていただけると私たちもしっかりと予算化できる部分、現状の資料で確認ができる部分もあるかもしれませんので、ぜひお問合せをいただきたいというふうに思っております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。ありがとうございます。ぜひ御協力をお願いします。

2番目に美ら島条例のほう、以前にも出したんですけど阿嘉ターミナルの廃棄車両、それについて伺いたいですけど、これは今どの段階まで手続がされているのかちょっとお聞きしたいんですけども、お願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力教育課長。

○ 教育課長（松田 力）

まず6月議会で報告させていただきましたが、関係機関に手続は終了しております。今関係機関と調整している中でいろいろ事務のやり取り、その経過等を再確認しているところなんですけど、詳細についてはその関係機関より情報は今のところ提示しないでほしいということで、コメントはこの場では控えさせていただきます。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

あの場所に今駐停車禁止というマークがついていますけれども、民宿の方は送迎はほとんど向こうで送迎されているんですよ。それを民宿の方は今どこで送迎をしたらいいのかというのが、ちょっと困っているところがあるらしいんですね。そういうことで駐停車禁止はされるわ、放置車両があるわということで結局止める場所がないと。どういう形で民宿されている方は必ず送迎に来ます。お客さんを迎えに。完全な一番前のほうに、今まで危険だからということで駐停車禁止したんだろうとは思いますが、でもつくる前にどういう形で止めてやってくださいと。このスペースを空けてもらってやったほうがよかったんじゃないかと私は思うんですけども、送迎はここでやってくださいと。いきなりやっぱり駐停車禁止にされると手間取ってしまっているというのが私の耳に入っていますので、そういうことをいきなりやっているんですけど、それについてどうやったらいいのかということ、やっぱりこの民宿を運営されている方に対してどういう報告をしたらいいのか。その辺は私なんかもうすごく困っています。どこに止めたらいいんですかということ

を聞かれたこともあります。それを私なんかも答え切れません。はっきり言って。その辺をどういうふう
考えているのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

お答えします。これは申し訳ございませんが、一般質問に出ていませんでしたので、今回即答は避けさせ
てもらいたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

先ほどの答弁は撤回させていただきます。送迎の車に関しましては、確かに危険防止のために駐車を禁止す
るスペースを取っております。今考えられる送迎の場所といたしまして、高速船側の広い駐停場があります
ので、そこが现阶段では適当じゃないかなというふうに思います。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

それであれば、そういう形で民宿を経営されている方とか、送迎によく来られる方なんかにもちゃんとし
た説明が不十分じゃないかなと思うんですけど、いきなり駐停車禁止されているから手間取っているという
のと、もう一つは旅行に来る方というのはほとんどカートつきのカバンを引っ張ってくるわけですよ。あの
石ごろでは引っ張れないです。あのクイーンバースでは。分かりますよね。だから、あの道路に止めたら
引っ張りやすいんですよ。それも民宿の方からも言われたんですけども、あそこに止めたらお客さんの荷
物を乗せやすいと。あそこに止めたら石ごろだからカートが、キャスターが回らないと。そういうことで無
理矢理でも、違法でも止めてしまうと、そういうのも出てきているものですから、やっぱりこれは解消す
べきじゃないかなと私は思うんですよ。これから先このままではちょっと、ずっと長い目で見たらちょっと
厳しいんじゃないかなと私は思います。それについていかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

先ほどもお答えしたとおり、あそこに車を止めますと人が行き来するときに非常に危険な状態になります
ので、ああいった形で駐停車禁止をしているところでもあります。それでちょっと言葉足らずだったと思うん
ですけど、クイーン側のバースといっても今我々が、阿嘉・慶留間の皆さんが車を止めている場所ではなく
て、その周りにアスファルトが敷かれている場所があります。あれは道路なんですけど、あそこで送迎をし
てもらえたらどうかということなんです。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

かなり狭いですよね。あの場所では。送迎で来る時なんかは20台、30台来ますので、言ったらかなり狭いですが、これは四、五台ぐらいでしたらいいですけども、ちょっと厳しいと思いますので、これはもうちょっと合理化に検討していただきたいなと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この議論は前にも、確か前々議員のときから話があると思います。舗装がされていない部分、結構広いスペースなんですけど、用地の地目が決まっている部分でございます。特に漁港施設に関しては、この部分は荷揚げをする場所ですとか、いろいろな地目が決まっております、その地目の中では舗装ができない部分とか、いろいろな制限がかかっている土地があったと思います。私も昔、職員時代には漁港を担当していたので、薄ら覚えで確実ではないんですが、たしかあの場所はなかなか舗装できない地目になっていたんじゃないかなというふうな記憶が多少ございますが、何分観光地でございます。あの場所にターミナルも造らせていただきました。そういったの含めて、より快適に、安全にといいですか、観光客の立場に立ったときにどうあるべきかというの、もう一度私も土地利用の在り方を勉強させていただきながら、また改めて、今日はちょっとすみません。一般質問になかったものですから、意見交換を議会が終わった後にでもさせていただければありがたいと思いますので、今日はこの辺で御勘弁をお願いしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

じゃあぜひお願いします。観光客を送迎に来る民宿のほうもそういう形でやってくれたら一番助かりますので、今おっしゃったとおりにぜひ協力お願いいたします。よろしくお願いします。これに関しては以上です。あとは、職員の公金横領についてのものは西田議員と又吉議員がほとんど私が言いたかったのを全部聞いていますので、ほとんど私が聞くところがないので、それに関しては以上です。そういうことで私の一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

日程第6．議案第55号 令和4年度座間味村一般会計補正予算（第7号）についてから、議案第65号 訴えの提起についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それではよろしくお願いたします。説明の前に、議案第55号から議案第65号までの説明でございますが、議案第55号から議案第63号に関しましては、せんだって行われた全員協議会で説明をさせていただいておりますので、内容の説明は省略をさせていただきたいと思ます。議案第64号、議案第65号につきましては軽く私のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。それでは説明いたします。

議案第55号

令和4年度座間味村一般会計補正予算（第7号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和4年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和4年度座間味村一般会計補正予算（第7号）

令和4年度座間味村一般会計の補正予算（第7号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,976千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,186,100千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月14日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		89,135	△864	88,271
	2 固定資産税	40,822	△864	39,958
2 地方譲与税		7,523	166	7,689
	5 森林環境譲与税	174	166	340

款	項	補正前の額	補正額	計
12 使用料及び手数料		76,570	49	76,619
	1 使用料	70,916	△266	70,650
	2 手数料	5,654	315	5,969
13 国庫支出金		244,291	2,217	246,508
	1 国庫負担金	30,836	319	31,155
	2 国庫補助金	212,057	1,898	213,955
14 県支出金		268,235	△2,007	266,228
	1 県負担金	15,476	159	15,635
	2 県補助金	222,007	△2,526	219,481
	3 県委託金	30,752	360	31,112
19 諸収金		7,797	2,415	10,212
	4 雑入	7,532	2,415	9,947
歳入合計		2,184,124	1,976	2,186,100

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		32,811	62	32,873
	1 議会費	32,811	62	32,873
2 総務費		446,656	7,171	453,827
	1 総務管理費	392,294	5,970	398,264
	2 徴税費	23,581	978	24,559
	3 戸籍住民基本台帳費	24,330	223	24,553
3 民生費		172,314	6,889	179,203
	1 社会福祉費	120,281	4,366	124,647
	2 児童福祉費	52,004	2,523	54,527
4 衛生費		449,544	△3,604	445,940
	1 保健衛生費	107,878	△2,957	104,921
	2 清掃費	341,666	△647	341,019
6 農林水産費		57,142	7,460	64,602
	1 農業費	24,384	509	24,893
	2 林業費	17,841	348	18,189
	3 水産業費	14,917	6,603	21,520
7 商工費		146,257	△5,791	140,466
	1 商工費	146,257	△5,791	140,466

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土 木 費		118,781	8,406	127,187
	1 土 木 管 理 費	19,333	797	20,130
	3 河 川 費	5,999	0	5,999
	5 下 水 道 費	28,931	5,246	34,177
	6 住 宅 費	10,852	1,090	11,942
	7 空 港 費	25,415	1,273	26,688
10 教 育 費		443,195	8,613	451,808
	1 教 育 総 務 費	72,879	3,115	75,994
	2 小 学 校 費	284,743	4,408	289,151
	3 中 学 校 費	11,073	330	11,403
	4 幼 稚 園 費	37,836	392	38,228
	6 保 健 体 育 費	33,192	368	33,560
12 公 債 費		131,324	1,117	132,441
	1 公 債 費	131,324	1,117	132,441
13 諸 支 出 金		106,876	△28,347	78,529
	2 公 営 企 業 費	106,876	△28,347	78,529
歳 出 合 計		2,184,124	1,976	2,186,100

議案第56号

令和4年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和4年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和4年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度座間味村航路事業特別会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,113,894千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,962,077千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

(一時借入金 of 補正)

第3条 一時借入金の借入れの最高額に700,000千円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を1,100,000千円とする。

令和4年12月14日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		808,804	893,694	1,702,498
	1 運航収入	709,148	922,041	1,631,189
	3 営業外収益	95,814	△28,347	67,467
6 村債		6,200	220,200	226,400
	1 村債	6,200	220,200	226,400
歳入合計		848,183	1,113,894	1,962,077

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運航費用		495,072	84,271	579,343
	1 旅客費	12,210	31,398	43,608
	5 燃料潤滑油費	193,647	45,509	239,156
	8 雑費	1,650	501	2,151
	9 船費	281,714	6,863	288,577
2 営業費用		272,972	△67,821	205,151
	3 船舶備船料	151,461	△73,833	77,628
	5 店費	112,521	6,012	118,533
3 財産費		0	1,101,196	1,101,196
	1 普通財産費	0	1,101,196	1,101,196
4 事業税費		15,000	△10,000	5,000
	1 営業外費用	15,000	△10,000	5,000
5 公債費		65,139	6,248	71,387
	1 公債費	65,139	6,248	71,387
歳出合計		848,183	1,113,894	1,962,077

第2表 地 方 債 補 正

単位：千円

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
公営企業会計適用債	6,200	△3,100	3,100	(借入方法) 証書借入又は 証券発行による。 (借入時期) 令和4年度。 (ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる)	年6%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
辺地対策事業債	0	110,100	110,100			
過疎対策事業債	0	3,100	3,100			
公営企業債	0	110,100	110,100			
計	6,200	220,200	226,400			

議案第57号

令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和4年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)

令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計の補正予算(第5号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,244千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163,380千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		66,861	844	67,705
	1 繰入金	66,861	844	67,705
8 村債		37,600	400	38,000
	1 村債	37,600	400	38,000
歳入合計		162,136	1,244	163,380

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		122,173	2,202	124,375
	1 営業費	122,173	2,202	124,375
2 公債費		39,963	△958	39,005
	1 公債費	39,963	△958	39,005
歳出合計		162,136	1,244	163,380

第2表 地方債補正

単位：千円

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
公営企業債(簡水)	11,100	△2,000	9,100	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 (借入時期) 令和4年度。 (ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる)	年6%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
過疎対策債(簡水)	6,700	12,300	19,000			
公営企業会計適用債	19,800	△9,900	9,900			
計	37,600	400	38,000			

議案第58号

令和4年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和4年12月14日提出

座間味村長 宮里 哲

令和4年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度座間味村下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,546千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92,831千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年12月14日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		28,931	5,246	34,177
	1 繰入金	28,931	5,246	34,177
6 村債		27,900	△3,700	24,200
	1 村債	27,900	△3,700	24,200
歳入合計		91,285	1,546	92,831

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		66,471	914	67,385
	1 下水道事業費	66,471	914	67,385

款	項	補正前の額	補正額	計
2 公 債 費		24,814	632	25,446
	1 公 債 費	24,814	632	25,446
歳 出 合 計		91,285	1,546	92,831

第2表 地 方 債 補 正

単位：千円

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
下水道事業債	9,200	△1,800	7,400	(借入方法) 証書借入又は 証券発行による。 (借入時期) 令和4年度。 (ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる)	年6%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
辺地対策事業債	9,200	△1,800	7,400			
公営企業会計適用債	9,500	△4,800	4,700			
過疎対策事業債	0	4,700	4,700			
計	27,900	△3,700	24,200			

議案第59号

令和4年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和4年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和4年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

令和4年度座間味村漁業集落排水事業特別会計の補正予算(第3号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,117千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年12月14日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		8,963	500	9,463
	1 繰入金	8,963	500	9,463
7 村債		31,700	△500	31,200
	1 村債	31,700	△500	31,200
歳入合計		44,117	0	44,117

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 漁業集落排水事業費		39,885	0	39,885
	1 漁業集落排水事業費	39,885	0	39,885
歳出合計		44,117	0	44,117

第2表 地 方 債 補 正

単位：千円

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
下水道事業債	24,800	△12,600	12,200	(借入方法) 証書借入又は 証券発行による。 (借入時期) 令和4年度。 (ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる)	年6%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等による。ただし、財政の都合により、措置期間中でも繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
辺地対策事業債	0	12,200	12,200			
公営企業会計適用債	6,900	△3,500	3,400			
過疎対策事業債	0	3,400	3,400			
計	31,700	△500	31,200			

議案第60号

令和4年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和4年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和4年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

令和4年度座間味村農業集落排水事業特別会計の補正予算(第3号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,366千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 村 債		5,800	0	5,800
	1 村 債	5,800	0	5,800
歳入合計		9,366	0	9,366

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		8,663	0	8,663
	1 農業集落排水事業費	8,663	0	8,663
歳出合計		9,366	0	9,366

第2表 地方債補正

単位：千円

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
公営企業会計適用債	5,800	△2,900	2,900	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 (借入時期) 令和4年度。 (ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる)	年6%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
過疎対策事業債	0	2,900	2,900			
計	5,800	0	5,800			

議案第61号

座間味村育英会条例の全部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村育英会条例（平成9年条例第9号）の全部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和4年12月14日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

座間味村育英会条例の見直しが必要なため、本条例の全部を改正する必要がある。
これが、本議案を提出する理由である。

条例第11号

座間味村育英会条例

座間味村育英会条例題名「座間味村育英会条例」を「座間味村育英会基金条例」に改め、座間味村育英会条例に関する条例（平成9年座間味村条例第9号）を次のように全部改正する。

（設置）

第1条 座間味村内に住所を有する者の子弟で、将来社会のため有為な人材として活動することが期待されながら、経済的な理由により高等学校、高等専門学校又は大学校（以下「高等学校等」という。）に進学することが困難な生徒に対し、修学資金の一部を貸付ける目的で、座間味村育英会基金（以下「基金」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この条例で、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）奨学金 この条例により貸付ける修学資金をいう。
- （2）奨学生 この条例により奨学金を受けている生徒をいう。

（基金の額）

第3条 基金の額は、800万円以内とする。

（管理）

第4条 基金に関する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益及び篤志寄附金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（資格）

第6条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げるすべての条件を備えた者でなければならない。

- (1) 座間味村内に住所を有する者の子弟であること。
- (2) 高等学校等に進学した生徒であって、修学意欲が充分であること。
- (3) 経済的な理由により修学が困難な者であること。
- (4) この条例による育英会以外の奨学金、修学資金等の貸与を受けていない者であること。
- (5) 学業成績が良好な者であること。

(貸付申請)

第7条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、奨学金貸付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 身体検査書
- (2) 学校成績証明書
- (3) 保証書
- (4) 保証人の所得証明書

(貸付決定)

第8条 奨学金貸付の対象人員は、1年につき5人を限度とし、貸付けの申請をした者のうちから選考委員会の意見を聞いて村長が決定する。

(貸付金額)

第9条 奨学金の貸付額は1人につき毎月当たり大学及び専門学校30,000円、高等学校20,000円以内とする。

2 奨学金は無利子とする。

(貸付期間)

第10条 奨学金の貸付期間は、貸付けを開始した月からその者が卒業する月までとする。

(貸付けの停止)

第11条 奨学生が、休学したときは、休学した日に属する月の翌月から復学した日の属する月の前月までの期間は、奨学金の貸付けを停止する。

(貸付けの廃止)

第12条 村長は奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨学金の貸付けを廃止する。

- (1) 奨学金辞退の申し出があったとき。
- (2) 成業の見込みがないとき。
- (3) 第6条の規定による資格条件のいずれかを欠くに至ったとき。
- (4) 虚偽の申請等不当な事実があるとき。
- (5) その他村長が必要と認めるとき。

(奨学金の返還)

第13条 奨学金は、その学校を卒業した月又は奨学金の貸付けを廃止された月から起算して、貸付期間の2倍の期間以内において分割又は一括してその金額を返還しなければならない。

2 正当な理由がなく奨学金の返還を遅延したときは、年14.6パーセントの延滞利息を徴収することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、村長は、奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 奨学生が上級学校に進学したとき。
- (2) その他村長が必要と認めるとき。

(返還の免除)

第14条 村長は、奨学生であった者が死亡し、その他やむを得ない事情により返還が困難であると認めるときは、奨学金の全部又は、一部の返還を免除することができる。

(選考委員会)

第15条 第8条の規定に基づき、村長の諮問機関として座間味村奨学金貸付選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 教育長
- (2) 教育長職務代理者
- (3) 中学校長
- (4) 民生委員会会長

(庶務)

第16条 育英会基金に関する庶務は、村教育委員会が行う。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則（令和4年条例第11号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

この条例による改正前座間味村育英会条例（平成9年3月18日条例第9号）の承認を受けている者については従前の例による。

議案第62号

財産譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号により議会の議決を求める。

1. 無償譲渡する財産の所在

座間味村字阿嘉907-1
阿嘉調整池用地及び電気室

2. 無償譲渡の相手方

住 所 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
氏 名 沖縄県企業局 企業局長 松田 了

令和4年12月14日

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

水道広域化に伴い、沖縄県企業局が建設中の阿嘉調整池供用開始に向けた水道施設及び水道用地を無償で譲渡しようとするものである。

これが、本議案を提出する理由である。

議案第63号

南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和4年12月14日提出

座間味村長 宮里 哲

（提案理由）

南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務に、豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、与那原町、八重瀬町及び久米島町に係る子ども・子育て支援法及び児童福祉法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関する事務を加え、同組合の規約を変更することについて協議するため、地方自治法第290条の規定により、この案を提出する。

南部広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約

南部広域市町村圏事務組合（平成4年沖縄県指令総第713号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (6) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関すること（豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、与那原町、八重瀬町及び久米島町に係るものに限る。）。

別表に次のように加える。

6 子ども・子育て支援法及び児童福祉法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関する事務	豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、与那原町、八重瀬町、久米島町	民生費	均等割 5% 監査件数割 95%
---	----------------------------------	-----	---------------------

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

議案第64号

令和4年度座間味村一般会計補正予算（第8号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和4年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和4年度座間味村一般会計補正予算（第8号）

令和4年度座間味村一般会計の補正予算（第8号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,320千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,187,420千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月14日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 繰入金		73,003	1,320	74,323
	2 基金繰入金	73,003	1,320	74,323
歳入合計		2,186,100	1,320	2,187,420

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		453,827	1,320	455,147
	1 総務管理費	398,264	1,320	399,584
歳出合計		2,186,100	1,320	2,187,420

訴えの提起

下記のとおり訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月14日提出
座間味村長 宮里 哲

1 被告となるべき者の住所及び氏名

2 事件名

損害請求賠償事件

3 訴えの趣旨

(1) 被告訴人の行為は業務上横領罪（刑法第253条）に該当すると思料する事から横領した金額の全額を損害賠償請求する。

(2) 訴訟費用は被告の負担とする。

4 事件に係る取扱

弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する

5 管轄裁判所

那覇地方裁判所

提案理由

令和4年11月18日告訴状が那覇警察署へ正式に受領され刑事責任を問われたことから、訴えを提起するにあたり議会の議決を求める必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

以上、議案第65号までの御審議よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

これで提出議案の説明を終わります。

日程第7. 議案第55号 令和4年度座間味村一般会計補正予算（第7号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

よろしく申し上げます。先日行われた全協のほうでもちょっと質問しましたが、14ページ、上から3つ目の農林水産のところですか。阿嘉島サンゴ種苗生産センター基本計画策定業務、この委託料についての説明を求めます。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

お答えいたします。先日、全協でも少し議論いたしました。今回は少し説明内容を整理して、ちょっと文書に取りまとめてきましたので、それを読み上げさせていただきます。阿嘉サング種苗センターの活用につきましては、村長の令和4年度施策方針の主要施策の中で、「施設が利用されていないことから、今後当該施設の活用について議論を深め、産業と雇用の創出につながる仕組みの検討をする」と今年度の施政方針に明記されております。その活用の検討は主要施策というふうと考えております。6月議会において補正予算を計上して、30万8,000円で専門コンサルによる現地調査というのを行っております。現地調査の結果、再利用可能な施設と再利用不可能な施設、また修繕を行えば利用が可能となる施設の専門家による検証を行ってまいりました。今回の基本計画は、現地調査の結果を受けて水槽等が利用なこと、建屋も修繕により利用可能であること、海水の取水施設に配管等が設置されていることなど報告を受け、施設が今後老朽化する前に早期に、既存施設を最大限活用できる案として、今回提案している海ブドウの養殖や摘み取り体験をメインとした施設の基本計画を行う予算の計上をしております。基本計画の中で施設の配置、水槽の温度管理、自然エネルギーを活用した電力等の検討、総合的な事業費の算出、また完成後の維持管理の算出。収入面では海ブドウの出荷量の算出、摘み取り体験による収入の算出、その他事業収入等の算出を行う。運営につきましても基本計画の中で採算性や持続可能かどうかの検証を行う予定であります。そこまでの基本計画を行った後に基本計画を策定し、住民説明会を行い、了承を得たいという考えであります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

確かに今の説明をざっと聞くと「なるほどな」という部分もありますけれども、ただ、410万円かけて事業計画をつくる。しかもその事業計画が、これがうまくいくかどうかは分からないから委託して、これをつくるというのはちょっと順番が違うんじゃないかなと思ひまして、阿嘉区のほうで確かに持っている施設は活用されていません。その活用方法を、まずは税金を使うのであれば阿嘉、または慶留間の区民の皆様には説明をして、そもそも本当にこの事業は阿嘉に必要なのか。マーケット性は本当にあるのか。採算が取れるのか。一般住民に質問して、みんなの総意、ある程度の方向性が決まってから、じゃあ具体的に事業計画をつくりましょうという流れだとスムーズに行くのかなと思ひますが、まずその地域住民の方への説明は事業計画をつくる前に行う予定はありますでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

先ほども答弁しましたが、今年度の令和4年度施政方針の中で村長の主要施策として、今回この阿嘉種苗生産センターの活用というのが明記されております。そこを検討していく中で、今回の基本計画はぜひ必要だということで、今回予算を計上させていただきました。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

村長の指標の中にも一次産業の成長、そういう取組をしないとイケないというのは僕も読んだ覚えがあります。ただ、そこに書いているからといって事業計画をばんばん進めて、その後に説明というのはどうしても順番が違うんじゃないかなと思ひまして、これは何も阿嘉・慶留間の方に説明して、その後にその方向性を踏まえた上で事業計画をしてもいいのか。それとも、そうじゃなくて、まずは事業計画ありきなのか。その辺ちょっとはつきりお答え願ひます。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。西田議員がおっしゃることも当然だと思っております。これは非常に難しい部分がございます。というのは鶏が先か、卵が先か、などの発想があると思います。西田議員御指摘のように採算性があるのか。この島にそぐっているのか。住民の皆さんが欲しているものなのかというところも非常に議論の余地があると思っておりますが、例えば採算性があるのか。どれぐらいの量が取れるのか。あるいは、これが取れたとしても事業ベースとして地域の産業になり得るのかという話をさせていただくに至った場合には、私たちの知り得る知識の中ではなかなかできないということが一つ。それと現有の施設を改良する場所、あるいは全て作り直さないといけない。やるとすれば、場所というのを見極めるためには、どうしても私たちのようなコンサル業務をしていない行政の中では将来の見込みも立てることができませんので、そういったのを含めてしっかりとした事業計画を立てた上で、その中でももちろん立てた中で採算が取れるのかというのは一番のベースになりますし、もう一つは島の産業としてなり得るのか。そこまである程度、青写真をした上で村民の皆様、特に阿嘉・慶留間の皆様方に御提示するほうが事業としてスムーズに進むのではないかとというのが私の個人的なと思いますか、村長としての見解でございます。西田議員がおっしゃるのも重々承知の上ではございますが、前回の議会で補正予算をつけていただいて、いろいろと最初の時点での簡単な調査をしていただく中で今回の実施計画、将来計画に向けた資料の作成ということに至っているということをまずは御理解いただければありがたいというふうに思います。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

6月にコンサルを入れて調べたとおっしゃいました。自分たちの知識では分からないことがあるから、コンサルを入れて事業計画を入れる。さらに最後のほうでスムーズに進めるためにも、つまりは何のトラブルもないようにうまくこの事業を持っていくためにもという方針は分かります。であれば、なおさら6月にコンサルを入れて、どういう結果なのか。それを踏まえて、まずは地域住民の方に説明をして方向性を持って、それから事業計画を進めていけば、400万円というお金をかけて、ただでさえ財政が厳しいと先ほどの一般質問の中でもあった中で、これはちょっと簡単に「はい、そうですか」と言うわけにはいなくて、果たして本当に400万円という金をかけて事業計画を立てる必要があるのか。もしかしたら地域住民の方にそういうノウハウを知っている方がいる。また、もしくはさらにいいアイデアがあるかもしれない。私は、この海ブドウ事業を否定しているわけではないです。どこにビジネスチャンスがあるか分かりませんし、今後これが本当に当たるかもしれない。だけど物事を進めていく中で税金、お金を使うのであれば、みんなの方向性を示してからでも遅くないと思うんですけども、必ずしも事業計画ありきなのか。僕はその前に一旦地域の方に説明する必要があると思っておりますが、いかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

先ほどと同じような回答になって大変失礼なことになるかもしれませんが、やはり採算性というのを考えた場合には、産業を興すということは赤字ではいけないというふうに思っております。どれだけの生産性があるのか。その恩恵が、この地域に落ちるのか落ちないのかという部分はしっかりと見ていかないといけないというのが私の基本的な考えでございます。確かに400万円という金額は決して安い金額だとは思って

おりませんが、私の新年度に当たる施政方針でも述べさせていただいたというのがまず一つございますけど、そこで言うておけば全ていいのかという話でもないとは思っておりますが、それと政策的な経費を捻出することも含めて、既存の予算の中ではなかなか出しづらいんですが、先ほどの一般質問の中でも説明をさせていただいたとおり、いろいろな主要な施策を展開するに当たって、補助金があるものは補助金を活用しながらいろいろな事業を展開する。船を造るのもそうです。それで、なかなかこの400万円というのは捻出は一般財源、給食費の話もありました。厳しい財政状況の中で、どうやって出していくのか。これは絶対に必要だという議員の先生方の気持ちも分かっておりますし、これを実現するのは私たちの執行部だということも重々承知をしています。そういった中で私としては、この400万円のためだけではないんですが、例えば先ほど話をさせていただいた高速船の買取りによって、いろいろな一般財源の歳出の圧縮を進めてきているところがございます。先ほど説明の途中ではございましたが、例えば今回の高速船の買取りをすることで、次年度は1億4,000万円の支出の抑制をすることができる。その翌年、1億2,600万円。そういった形で向こう10年間、歳出の抑制を例えば高速船の買取りによって図ってまいります。それも今回の予算で通させていただきたいと思っているんですが、そういったところも含めて私の政策実現は公約でもうたっておりますので、それをいかに実現するか。それをさらに、この計画を入れなくて事業をスタートさせるよりは、この400万円をしっかりと活用させていただく中で、しっかりとした事業計画を立てて、これからの阿嘉島、慶留間島の地域の産業の施策に展開をしていきたいというのが私の考え方でございます。そちらのほうも深くは御理解をいただいた上で、今回の予算案を通していただければありがたいというふうに思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

高速船の話は置いておいて、ちょっとこれに集中したいと思います。事業はもちろん、これを反対しているわけではありません。繰り返しになりますが、ただ、本当に僕が求めているのは、全然いいですよ。事業計画をするのに400万円かけてやるのはいいんですけど、その前にまず一度、地域住民に話し合いをしてからでも遅くないんじゃないか。もしそこで反対がされるのであれば、そこは村長、それなりのこの覚悟を持ってこの事業をうたっているわけですから、そこで地域住民を説得していただいて方向性を固めていけばいいと思います。ちなみにですけども、この委託先の会社はもう既に契約をされてしまったのか。そこをちょっとお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

もちろんこれは予算ありきでございますので、予算が決まらないうちは契約はできません。見積りという形でいろいろなところから取った上で今回の予算の計上になっておりますので、予算が可決された後にその事業者を募り、その決まった業者と契約をしていくという段取りになります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

だとすると、この補正予算が通り、その後事業者を募るという話でしたけど、じゃあそもそものこの400万円という金額はどういう経緯で算出された金額になりますか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

この金額は、この現地調査を行った会社に見積りを、こういうことを僕らの方針として、こういうふうにつくりたい。そこは海洋、こういう養殖等の専門なコンサルでございます。専門的な養殖をメインとしているコンサルタントというのが、日本にもそんなにございません。それは福岡の会社で、僕らがいろいろ探してきた会社でございます。そこに見積りをいただいて、その金額を出していただきました。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

先ほど伺っていると、海ブドウ事業ということで計画されているとは思いますが、この海ブドウ事業をやる業者というのはもう決まっているんですか。それともまた阿嘉島の中で、住民の中でやられる方がいらっしゃるのか、そういうのもよく分からないんですけど。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

地元の活性化等を含めての事業だと考えております。例えば村外の何とか企業さんをお願いをしたいというようなことではなくて、地元の方々でしっかりとこの事業が続けられるような環境、そういった意味では漁業協同組合であったりとか、その組合員の皆様であったりとか、御高齢の皆様であったりとか、そういった方々に働いてもらうような環境ができればいいというふうに考えておりますが、先ほど海ブドウ海ブドウという話になっておりますけど、もちろん今日の前では海ブドウの話をしながらも、例えば陸上養殖の利点を生かして海ブドウ以外の海藻類、何かいいものがあるのか。そういったのも含めて研究ができるような施設も多少なりとも作ればいいのかという話もさせていただいているところでございますので、その辺は御承知おきいただきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ちょっとこのままだと平行線が続きそうなので、こちら側の意見を述べたいと思っておりますが、事業は悪いことではないと思っております。ただ、それをやるに当たって阿嘉の、慶留間の地域の人をまた活用、雇用を生むということですので素晴らしいと思っておりますが、じゃあそれに伴ってまず事業計画をつくる前にもう一度伺いしますが、地域住民の方への説明はいたさないんですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

どこまで話ができるかという問題だと思っております。住民の皆さんがどこまで求めるのか、内容によってはそんな深くは説明できませんが、ある程度の説明でいいのであれば説明することは可能だと思っております。ただ、先ほど話をさせていただいたとおり採算がどうなのか。これからどういう形でやっていくのか。細かいところというのは、やはり申し訳ないんですが専門の知識を得た上で説明をするということになりますので、この説明の内容の度合いによっては事前にある程度意見交換をするということは可能だと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

であるならば、まずその地域住民の方へ今説明できる範囲で大丈夫です。そこでしっかり説明していただいて、それで地域住民の方が過半数といたしますか、みんなが「そうだね、阿嘉島にもそういう施設が必要ですね」という合意があって、では税金を使わせていただきながらこの事業計画を進めますという、そういう合意形成が取れば僕は何も問題ないと思います。ただ、ちょっとこれが一人走りし過ぎているかなということで今回質問しました。じゃあ地域住民説明会をしてから、この計画を進めるという認識でよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

十分な説明ができるかどうかは分かりませんが、私たちが持っている知識の中で丁寧に説明をさせていただきたいというふうに思っておりますし、御理解を得た上でしっかりといい仕組みづくりをしていければというふうに思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

一度休憩をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

同じページなので、続けて聞きたいと思います。今の質問のすぐ下の区分の18、負担金、補助及び交付金、全協でもちょっと伺ったんですけども軽石被害に関する支援事業です。これは漁協の事業ということでしたけれども、全協のときにはちょっと詳しい答弁を伺っていないので、本会議でということでしたので、詳しいところ、具体的に説明をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

お答えいたします。この補助金なんですが、軽石被害に関わる緊急支援事業補助金ということで今回32名の方が対象となっております。この内容といたしましては、軽石で漁獲高が減少した漁業者ですね。その基準というのが、過去3年間の売上高が漁獲高が令和3年の10月から今年の9月までの同月比20%減少した漁業者に対して、今年の1月から今年の10月までの一月間の燃料代を補助するという事業でございます。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

まずはこの32名の該当する方のうち、売上が上がった下がったの部分もあると思うんですけども、32名全員が今該当であるけれども、この補助金をいただけるかどうかというのは分からない状況なんですよね。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

この32名は、該当者が32名。確定、決定した人数でございます。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

ほかにございませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで一般会計の質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

先ほどの14ページの阿嘉島サング種苗生産センターの件ですが、この補正予算を条件つきという形で地域住民への説明会がなされると、この委託契約で事業計画をつくる前にしっかり地域住民の方に説明がなされるというのが約束できるのであれば、この補正予算をそのまま私は通してもいいかなと思いますが、いかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

14ページの阿嘉島サング種苗生産センターの件ですが、この補正予算を通す上で条件つきで提案します。委託先と契約する前にしっかりと地域住民に説明会を開くことが約束できるのであれば、この予算を認めたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

これで討論を終わります。

これから議案第55号 令和4年度座間味村一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第55号 令和4年度座間味村一般会計補正予算(第7号)については、条件つきで原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第56号 令和4年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番 宮平清志議員。

○ 6番(宮平清志議員)

7ページの航路補助金の沖縄離島活性化推進事業費補助金、先ほどから村長が少しだけ説明していたんですけども、相当な8億8,000万円という大きな金額の補助金なので、これはちょっとびっくりしたんですけど、どうやって補助金をいただいていたか。その経緯と、ちょっと細かい部分、お話しできる部分があれば。

○ 議長(宮平喜文)

宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

御質疑ありがとうございます。高速船といいますか、定期航路の船舶の建造に関しましては、今の沖振法ではなくて、前沖振法の中で一括交付金というのが創設されました。その沖縄県分の一括交付金を活用して、沖縄県の事業として船舶の買取り、船舶の建造という補助金のメニューを沖縄県でつくっていただいておりますが、昨今の財政事情等も踏まえて沖縄振興予算が減額をされてきております。そういった中で優先順位が低いというわけではないんですが、一通り離島航路の船舶の建造がある程度進んでいるということで、この買取り、建造支援というのが休止状態になっておりまして、その休止状態になっていたということと、併せて一航路一隻までという県側の規程がありましたので、私どもの航路事業といたしましてはフェリーのための支援ということで、フェリーの建造をさせていただいたところです。先ほどお話ししたとおり2隻目については補助金が認められないということであるのが一つ。そして県の一括交付金の総額も減ってくる中で、この買取り建造支援というのが休止になっておりまして、私どもといたしましては隣村の渡嘉敷村と一緒に一航路2隻まで、高速船の買取り支援までしていただきたいという申出を再三行ってきておりましたが、それがなかなか実現しないという状況に陥ってしまいました。そういった中で一括交付金とは別に、国直轄事業で何点かの補助メニューがございますが、離島活性化交付金事業というのがございます。その離島活性化交付金事業の中で船舶の買取りというのはないんですが、私たちといたしましては離島の活性化、特に座間味村の活性化においては観光客、そして高速船を走らせることによって観光客が増えるだけではなくて、航路事業の経営の健全化に資するんですと。今のままではリース料になってしまうので、非常に厳しい経営を迫られることになりますから、そういったのを解消するために、この離島活性化交付金で高速船の買取りをさせていただきたいということで、約1年半から2年にわたって国と直接、これは国の直轄事業ですので、直接交渉をさせていただいた結果、9月の半ばに交付決定が下りたところでございます。内容といたしましては、先ほど話がありましたとおり8億8,000万円の補助金がつくんですが、リースのある程度の期間と私たちの会計年度を踏まえて、年明けの3月から4月に買取りのほうを行いたいと思っております。現在の高速船はリースなんですけど、建造費用として約11億5,000万円だったと思っておりますが、それから減価償却等をさせていただく中で事業費といたしましては11億円ぐらいの事業費になりまして、そのうちの8億8,000万円が国の補助金。残りの金額に関しましては、公営企業債と辺地債の抱き合わせで船舶を買取るようになっております。これをやることによって、これまでと何が違うかといいますと、例えば令和4年度、1億4,700万円余りのリース料が発生しております。これが令和5年度以降は補助金が出てい

きますので、約11億円のリース料が簡単に言うと2億円の借金に代わるというような考え方で御理解いただければいいと思いますが、差額といたしまして令和5年度リース料の場合は1億4,700万円。それが借金の支払いだけになってきます。当面は利子だけになりますから多少高いんですが、いわゆる負担の差額で報告をさせていただきますと、仮の利率ではございますが次年度、令和5年度におきましては1億4,700万円の一般財源の圧縮ができる。その次の年が1億2,600万円、令和7年度が1億2,500万円ということで、総額9億3,700万円の費用の圧縮をすることができるということでそちらの事業を進めさせていただいたところで、今年度の9月に事業認可、いわゆる補助金の確定をさせていただいたというのがこれまでの流れでございます。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。英語で言えばグジジョブですね。素晴らしいと思います。9億円の費用の圧縮。また今後ともこのような活躍を期待しております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

すみません、9ページの1の運航費に関してですけれども、これは役務費ですね。これはクイーン、フェリーの船舶電話代ということをお聞きしました。なぜかといったら高月山というか、大和イビというんですかね、あそこの場所の無線機が壊れているためということですが、これはいつから壊れていて、修繕の見積りとかそういうのも出しているのか、お聞きしたいんですけど。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

いつ頃壊れたかということ、正確な月日はお答えすることができないんですけれども、今年に壊れております。そして見積りに関しましては、今現在、手配中となっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

この無線機を使えば船舶電話は使わなくて済むということですよ。この無線機が壊れているから、この船舶電話を使ったということで補正が出ているんですけれども、私は全部のアンテナが壊れているのかなと思ったら、ホエールウォッチング協会とか漁協は壊れていないということで、船舶の無線だけ壊れているということなんですけれども、こういうのって無駄なお金だと思うんですけれども、無線機を直すのにこれだけの金額は出ないと思うんですけれども、これは業務怠慢かなと思っていますが、いかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

怠慢と言われれば怠慢なんですけれども、我々としてもどこが当初故障しているのかというのは見つけることができなかったんですよ。それで今回、ホエールウォッチングとかそういった方々が調査を入れて、我々のアンテナが折れているというのが分かったということです。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

これも税金なので、皆さんのお金なので、こういう壊れたときはなるべく早く修繕して、余計なお金が出ないようにやりくりをしていただきたいなって思っています。よろしくをお願いします。

先ほどの質問の続きなんですけれども、これは見積りを取って直す気持ちはありますか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

直して無線機を活用したいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

よろしくをお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

補正の質問で予算とはあまり関係ないんですが、ちょっと一般質問では短過ぎるので、確認です。車両持ち込みの方が下船される場合は運転手のみということではよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

はい、おっしゃるとおりです。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

以前のフェリーのときも、最近運転手の以外の同乗者も一緒に下船するというのがあって、いつとき取まっていたんですが、最近私も車はよく利用するんですが、運転手以外の同乗者の方が非常に前より多くなっている。前は作業の方が多かったんですが、最近家族連れとかそういう方も増えています。確かに混んでいるとき、下船するときに並んで降りるよりは車で一緒に降りたほうが便利ではあると思うんですけど、同じ条件で行列をつくりながら下船する人たちもいますので、車両は運転者のみですから、もし中で事故が起きたときの補償問題とかにつながってまいりますので、多分保険とか入っていないはずですから、その点は徹底してもらいたいんですけど、いかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

その辺は徹底して進めていきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

前は船が入港したときは下船されるお客さんで、車両持込みは運転手のみという放送があったんですよ。

今はそれがありません。だからそういうのも影響していると思いますので、船内放送、以前のフェリーですからテープはないはずですけど、もしあれでしたらテープを作って船内放送をしてもらえればありがたいです。

それともう一つ、シルバーシートなんですが、クイーンざまみは後部座席にシルバーシートをちゃんとベルトをやって、乗務員が確認をした上で使用できるんですけど、フェリーのシルバーシートが、がらがらで空いているのにもかかわらず健常者が独占している。お年寄り、障害者等が座れない。先に座って、言うこともできない状況です。座れない状況があるんですけど、そういったふうにクイーンと同様に、ちょっとシルバーシートに席のベルトを貼るとか何かいい対策があれば、課長、ありませんか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

対策を講じて対応してみたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

はい、よろしく申し上げます。以上です。

ちょっと村長にお伺いしたいんですけど、とまりんから北岸向けの屋根つきの歩道が、何か補助金が8割減額されたという、これは大分座間味村、渡嘉敷村の高速フェリーのために造ったようなもので、村長も港湾管理組合の委員ですので、新聞では詳しい内容が分からないものですから、あれは一括交付金だったのか。普通の補助金だったのか。8割も返還ということでちょっとショックを受けているんですけど、詳しいことが分かればお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

屋根つき歩道に関しましては、座間味村も所属をしておりますが、南部離島町村長議長連絡協議会という組織がございます。これは南・北大東村、座間味村、渡嘉敷村、渡名喜村、栗国村、久米島町の7町村の町村長と議長で構成する協議会なんですけど、そこでずっと訴えを続けさせていただきました。これは10年以上前から前議長も一緒になってやってきていただいたんですけど、そういった中で那覇港管理組合の事業として採択を受けて事業をしてきたことだと承知をしております。この事業を遂行するに当たって、沖縄振興予算だとは思いますが、沖縄振興予算の一括交付金のハード部分なのか、ソフト部分なのか、その辺詳細が分かりません。ただ言えるのは、基本一括交付金のソフト交付金だと基本8割補助となっておりますので、それが8割減額になったということからしますと、ハード交付金の港湾の部分であったりとか、そういった予算を使っているかと思っております。これに関して余談ではございますけど、私どもとしては負担金等も払っておりませんので、財政負担がないということだけはしっかりと把握をしておりますが、その詳細について私が答えられるのはここまでだということでございます。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

分かりました。私もあの歩道をよく利用しているもので、補助金返還と言われて非常にショックを受けたんですけど、はい、分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

村長にお聞きしたいんですけれども、離島振興の一つなんですけれども、泊港のバリアフリーというのは、そういう計画は入っているんですか。クイーンバース、渡嘉敷村と座間味村の。離島の中ではちゃんとしたバリアフリーになっているんですけれども、泊港に着いたら、結局潮が引き過ぎたら階段を上る。全くバリアフリーになっていないものですから、そういう計画というのは泊港には入っているんですか。ちょっと教えていただきたいです。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

こちらも南部離島協でも再三お願いをしまして。これは高速船だけではなくてフェリーも、例えば沖縄ではなかなか見かけませんが、本土のほうに行きますとフェリーなんかもそういった形でバリアフリー、ボーディングブリッジができていたりということで、バリアフリー化が大きなフェリーバースでは進んでおります。そういったところも10年前ぐらいから県外の視察も含めて、その組織で、離島協の中で見ていく中で那覇港管理組合、あるいは沖縄県に対しての要望は行っておりますが、なかなか具体化していないというのが事実でございます。特にフェリーでいいますと事業費の問題であったりとか、距離の問題ということ。それから高速船の場合は、なかなかあそこにポンツーンをつけるというのが、まずはフェリーが出入りする入り口のほうに高速船が接岸をしているものですから、ポンツーンを造ることができない。では掘り込み式にしたらどうかいろいろ議論はさせていただいているところではございますが、現状としては予算も含め、なかなか那覇港管理組合としては前向きなお答えをいただいているというのが現状でございます。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

私たちは6村で離島をいろいろ回ってきたんですけれども、ほとんどがそういう形でポンツーンができてバリアフリーになっていますので、ぜひこういう形で解消していただきたいなと思いますので、ぜひお願いします。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

すみません、度々。船の件なんですけれども、この間区長会でも出ていたんですが、緊急のときに船員に知らせる手立てがないということで、何か押すボタンみたいな、具合が急に悪くなったりとか、例えば内地では電車の中で刃物を持った方がうろうろしたりとか、何があるか分からない密室の状態なので、船員が監視しているとは思いますが、船員がパトロールをするときに何か少ないような気がして、その話を聞いた後、ちょっと注意して見ていたんですけど、やっぱり緊急のときに押せるようなボタンを設置できたらいいかなというふうに思っています。これは今ということではないんですけれども、これから前向きに考えていただきたいなと思っています。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

乗客の皆様の安全管理につきましては、もちろんまずは直接船員のほうが巡回をする中で確認をさせていただいている場面がございます。しかしながら常にといいわけにはいきませんので、フェリーごまみ、それから高速船におきましてもカメラを設置して、フェリーだと16か所ぐらいですかね、18か16だったと思いますが、それぐらいの数。高速船におきましてもカメラを設置いたしまして、操舵室から中を見ることができるようになっております。そういった形での安全管理をさせていただいておりますが、今回の御意見を踏まえて、また私たちの構造上の問題もあると思いますので、できるかどうか分かりませんが、できるだけ安全にお客様をお渡しするというのが私どもの使命です。しっかりと検討させていただきながら、議論を深めていきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ありがとうございました。

○ 議長（宮平喜文）

ほかにありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号 令和4年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第56号 令和4年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第57号 令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号 令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第57号 令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第58号 令和4年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）について議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号 令和4年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第58号 令和4年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第59号 令和4年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号 令和4年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第59号 令和4年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第60号 令和4年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号 令和4年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第60号 令和4年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第61号 座間味村育英会条例の全部を改正する条例について議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

全協のときにも伺ったんですけど、この育英資金、現在借りられている方はいらっしゃらないということなんですが、返済に関してお聞きします。返済は今全て、前借りた方、今返済している方というのは何人ぐらいというか、幾らぐらいまだ返していないお金があるのか教えていただけますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力教育課長。

○ 教育課長（松田 力）

お答えします。まず、今返済者が7名おります。7名のうち1人が長期滞納者となっており、本人ともなかなか連絡が取れないんですが、今連絡先等を探しながら、その辺お支払いするようにお願いしておりますが、残りの6名に関しましては今現在きちんと払っていて、すみません。今資料は持っていないんですけど、金額については後で御報告させてもらえたらなと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ありがとうございます。本当にこの育英資金はとていい、無利息で借りられて、私も利用しました。ぜひ周知して、今高校進学とか大学進学でお金がちょっと困っている方たちにはぜひ借りるように、そしてまたきれいに返済できるように、私もちょっと滞ったことがあったんですけど、一応全部返済してほっとしているんですけども、やっぱり家計の苦しさとかありますので、ぜひそういうところはすごく優しくしていただいて感謝しています。ぜひ借りられる方がいたら借りるように周知をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力教育課長。

○ 教育課長（松田 力）

今御指摘がありましたように今後は周知等に努めて、また学校とかと連携しながら保護者に伝えられるような周知活動を行っていきたいと思います。いろいろありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ございませんか。いいですか、育英会基金条例に関しては。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号 座間味村育英会条例の全部を改正する条例について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第61号 座間味村育英会条例の全部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第62号 財産譲渡について議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

財産譲渡に対してはいいんですけども、この地域が区の災害避難所だったんですよ、こっち。その避難所がどこに行ったのかということと、今水道広域のほうの、この中身の説明をしていただきたいなと思っていて、どういうときに使うのかということの説明をしていただきたい。2点お願いしたいんですけども。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

私のほうからは、現在造っている施設について御説明します。今この施設はタンクですね、700トンクラスの配水池、要は浄水場で作った水を一旦ためる、貯水するタンクを700トン貯留する施設を造っています。

○ 議長（宮平喜文）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

ただいまの災害の件につきましては総務のほうで答えさせていただきます。これまでこちらのほうには1基、災害コンテナを配置しておりましたが、施設内、県のほうにお話しして置けないかなということではあったんですけども、浄水施設ということで一般の方の立入りも厳しいということで一度撤去させていただきました。我々としましては、その下にあります座間味浄水場ですね、今ろ過器、急速ろ過器等がありますので、そういったのを撤去できたらそちらをしっかりと活用して避難所、また災害コンテナ置場に活用できればということで考えております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

災害はいつやってくるか分かりません。今やってくるかも分かりません。そこには一応非常食とかいろんなのをコンテナの中に入れていたんですけども、そういう準備をされてはいたんですけども、いつやってくるか分かりませんから、できる分は早めにそこ場所を区の方に報告して、避難所を説明していただきたいなと思います。これは早めに、ぜひお願いします。

あと説明がちょっと分かりにくかったんですけども、宮平課長、もう一回お願いしたいです。もうちょっと詳しくですね。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

現在阿嘉の海水淡水化で作った水は、一旦村で使っていた配水池があるんですよ。タンク。浄水場の上のほうにあるタンク、そこに一回ためて、そこから住民のほうに流している状況であります。この施設は村の施設であります。今、企業局が借りている状況。それを後々は企業局が自分たちの財産としてタンクを造りたいということで、今現在、譲渡する土地のほうに700トンためられるタンクを設置しております。その後、今村で使っているタンクからここに水をためていくということになります。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

じゃあ今の段階では直結ということですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

今は村の、もともと村の配水タンクがあるんです。浄水場の、もともとの阿嘉浄水場の上のほうに2個、コンクリートのタンクがあるんですが、そこに一回ためて、そこから流しております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。納得しました。よろしくお願いします。ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありますか。財産譲渡について、いいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号 財産譲渡について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第62号 財産譲渡については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第63号 南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号 南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第63号 南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第64号 令和4年度座間味村一般会計補正予算(第8号)についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号 令和4年度座間味村一般会計補正予算(第8号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第64号 令和4年度座間味村一般会計補正予算(第8号)については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第65号 訴えの提起について議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番(西田吉之介議員)

3番の(1)横領した金額の全額とありますが、具体的にお幾らぐらいなのか、お答えできる範囲でお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

3, 000万円余りの金額になっております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

ほかに質疑ありませんか。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ただいま副村長が3, 000万円余りということでおっしゃったんですけど、細かい金額は教えていただけるんですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

座間味村として出している告訴状の金額になりまして、3, 170万3, 990円になっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

分かりました。何かいろいろ金額が、私が知っている資料と全然金額が変わるものですから、今実際はそれの告訴ということで理解します。ありがとうございました。

○ 議長（宮平喜文）

ほかにございませんか。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号 訴えの提起について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第65号 訴えの提起については、原案のとおり可決されました。

これで本定例会の日程を、全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和4年第4回座間味村議会定例会を閉会いたします。

閉 会（午後4時10分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 平 喜 文

署名議員 宮 平 清 志

署名議員 又 吉 文 江